

I T 関係

| | |
|--|----|
| ・ 一種・二種事業区分の廃止 | 1 |
| ・ 競争的な接続料設定制度の導入 | 2 |
| ・ 相互接続におけるアンバンドル化 | 3 |
| ・ 接続サービスの基準条件の設定と認可要件の廃止 | 4 |
| ・ N T T に係る外国人役員制限の撤廃 | 5 |
| ・ 関係者の規制見直しへの参加 | 6 |
| ・ 相互接続料金及び回線使用料の規制緩和 | 7 |
| ・ 競争的事業者への規制緩和 | 8 |
| ・ 支配的事業者規制の強化 | 9 |
| ・ 自由かつ公正な競争の促進の行政への義務づけ | 10 |
| ・ 設備・業務区域・役務種類変更許可並びに役務区分の廃止 | 11 |
| ・ 指定電気通信設備以外の接続に関する協定届出の廃止 | 12 |
| ・ 外国政府・企業等との協定等の認可の廃止 | 13 |
| ・ 会計報告義務の廃止 | 14 |
| ・ 親子・兄弟会社間の合併認可の廃止 | 15 |
| ・ 会社分割による新会社設立にあたっての参入許可等の不要化 | 16 |
| ・ 第一種電気通信事業者による衛星中継器の短期使用の容認 | 17 |
| ・ N T T の経営に直接介入する規制の廃止 | 18 |
| ・ 次世代携帯電話 (IMT-2000) 端末のインタフェースの開示 | 19 |
| ・ 無線インターフェースによる相互接続の容認 | 20 |
| ・ 情報公開の充実 (審査基準等のホームページ上での充実) | 21 |
| ・ 書面によらない契約約款等の掲示の容認 | 22 |
| ・ 統計資料の開示内容の充実 | 23 |
| ・ 自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止 | 24 |
| ・ 放送事業における外国性排除 (外資規制) の緩和 | 25 |
| ・ C S 委託放送事業に関するマスメディア集中排除原則の適用除外化 | 27 |
| ・ C S 委託放送事業に関する番組規律の緩和 | 28 |
| ・ 受託放送事業の料金規制等の撤廃 | 29 |
| ・ データ放送符号化識別子の指定の見直し | 30 |
| ・ 放送に関するスクランブルの二重化 | 31 |
| ・ 通信と放送の融合に対応した制度整備 | 32 |
| ・ 周波数利用の柔軟化 | 33 |
| ・ 放送・通信サービス料金に関する規制の緩和 | 34 |
| ・ 高周波利用設備の設置規制の緩和 | 35 |
| ・ 管轄が異なる航空機局間での共通予備無線機運用の容認 | 36 |
| ・ 無線 L A N の利用帯域の拡大と屋外利用の容認 | 37 |
| ・ 啓発目的の出展に係る無線局免許に関する取り扱いの徹底 (非接触型 I C カード) | 38 |
| ・ 無線局開設の一括申請化 (非接触型 I C カード) | 39 |
| ・ 技術基準に適合する無線機器に関する無線局事項書及び工事設計書の記載事項、添付書類の削減 (非接触型 I C カード) | 40 |
| ・ 無線局の開設申請費用の軽減 (非接触型 I C カード) | 41 |
| ・ 無線局の変更手続きの簡易化 (非接触型 I C カード) 技術基準の | |

| | |
|---|----|
| 見直し（非接触型ＩＣカード） | 42 |
| ・免許不要範囲の拡大（非接触型ＩＣカード） | 43 |
| ・地方税の電子申告・納付様式の全国統一化 | 44 |
| ・情報システムに関する政府調達制度の改善 | 45 |
| ・民間の契約慣行に合致した条件の政府所定契約への採り入れ | 46 |
| ・固定資産税現況調査について | 47 |
| ・独立規制機関の設置 | 48 |
| ・競争的事業者への規制緩和 | 49 |
| ・競争的事業者への規制緩和 | 50 |
| ・競争的事業者への規制緩和 | 51 |
| ・競争的事業者への規制緩和 | 52 |
| ・競争的事業者への規制緩和 | 53 |
| ・規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会への監査命令権限等の付与） | 54 |
| ・規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会への差し止めによる救済措置等を行う権限の付与） | 55 |
| ・規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会の非公開審議の創設） | 56 |
| ・規制の独立性強化（委員会の決定の公表） | 57 |
| ・支配的事業者及び競争上の安全策 | 58 |
| ・支配的事業者及び競争上の安全策 | 59 |
| ・市場支配的な事業者に対する約款提出義務と価格設定濫用の評価手段 | 60 |
| ・支配的事業者規制および競争確保のための措置 | 61 |
| ・支配的事業者規制及び競争確保のための措置（無線着信料金） | 62 |
| ・市場支配力を有する事業者の付加価値サービス提供に際しての関係分離要件の導入 | 63 |
| ・市場支配力を有する事業者に対する特別な会計・報告ルールの導入 | 64 |
| ・報告義務を含めた競争関係実施測定基準の設定及び基準不履行への金銭的罰則 | 65 |
| ・相互接続（ＩＳＤＮ回線上の発信、着信に課している接続料金の廃止） | 66 |
| ・相互接続（ノン・トラフィック・センシティブ・コスト） | 67 |
| ・相互接続（割増料金等） | 68 |
| ・接続料（相互接続における利用者料金の設定） | 69 |
| ・線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（ＮＴＴが保有する電柱等へのアクセスの義務化等） | 70 |
| ・線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（利用条件のコストベース化等） | 71 |
| ・線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（相互接続義務の拡大） | 72 |
| ・線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（光ファイバーケーブルの敷設に係る離隔距離制限の緩和） | 73 |
| ・再販・アンバンドリング（全ての卸売サービス製品の卸売料金での提供の義務化） | 74 |
| ・再販・アンバンドリング（長期増分費用方式でのアクセス提供の義務化） | 75 |
| ・コロケーション | 76 |

| | |
|--|-----|
| ・透明性（規制措置に関する透明度とアクセス性の向上） | 77 |
| ・ユニバーサルサービス | 78 |
| ・国際インターネットサービス政策（ICAIIS（インターネット国際回線費用負担）） | 79 |
| ・法的枠組みの設立及び強化（インターネットサービスプロバイダー等の責任ルール） | 80 |
| ・電子商取引の促進（電子署名） | 81 |
| ・電子政府の促進 | 82 |
| ・電子政府の促進 | 83 |
| ・電子政府の促進 | 84 |
| ・ネットワークセキュリティ（インターネットの統合性を保全するための国際的な協力に関する問題で協調をはかる。） | 85 |
| ・ネットワークセキュリティ（インターネットの統合性を保全するための国際的な協力に関する問題で協調をはかる。） | 86 |
| ・支配的事業者の指定及び市場の定義の作業の分業化 | 87 |
| ・反競争的行為や所有顧客情報悪用の防止の徹底、指針の明確化 | 88 |
| ・ローカルループのアンバンドル | 89 |
| ・ユニバーサルサービス | 90 |
| ・線路敷設権に関する規制の速やかな採択 | 91 |
| ・自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | 92 |
| ・通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化 | 93 |
| ・NHKのBSデジタル放送のスクランブル化 | 94 |
| ・地上放送のデジタル化推進に関する必要な措置 | 95 |
| ・IT関連の国の補助事業の手続きの簡素化 | 96 |
| ・電力線を通信媒体とした通信方式の規制の緩和 | 97 |
| ・Xバンド使用に関する規制緩和 | 98 |
| ・電子決済業務の制度整 | 99 |
| ・自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | 100 |
| ・自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き等の電子化の早期実現等 | 101 |
| ・国・地方自治体等のリース契約の取扱い | 102 |
| ・地方自治体における入札参加資格審査申請手続の統一化・電子化等 | 103 |
| ・自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | 104 |
| ・納税事務手続の簡素化 | 105 |
| ・行政への提出書類の保存・申告・申請・届出手続の電子化、ペーパーレス化 | 106 |
| ・全通信料金の定額化、携帯電話通信料の定額化（他サービスは別料金）、端末買替えの容易化 | 107 |
| ・無線インターネット事業に利用可能な周波数の確保 | 108 |
| ・電力線を通信媒体とした通信方式の規制の緩和に反対 | 109 |
| ・インマルサット船舶地球局の免許人指定の見直し | 110 |

| | | | | |
|---|--|-----------------------------|---------------------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア、経済団体連合会、 米国、EU | |
| 項目 | 一種・二種事業区分の廃止 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 事前規制によって事業者の適正な事業運営を図る体系から、利用者利益の最大化とそのため の自由かつ公正な競争の確保を目的とする法体系へと転換するために、一種・二種とい う設備保有の有無に着目した規制体系を撤廃する。 | | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 電気通信事業は、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信 事業と、それ以外の第二種電気通信事業とに区分されている。 また、この事業区分を基に、事業許可、事業変更許可等の事前規制が課される体系とな っている。 | | | |
| 計画等にお ける記載の 状況 | - 1 - (3) - イ - 電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構 築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸 外国におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を 含め、見直しに向けた検討に着手する。 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期: |) | | |
| (説明) | | | | |
| 事業区分の見直しについては、現在、情報通信審議会において、今後のネットワークの動向やネットワ ーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国における ハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め審議されているところであ り、平成14年度中を目途に一定の結論が出される予定。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア |
| 項目 | 競争的な接続料設定制度の導入 | | |
| 意見・要望等の内容 | 適切なコストに基づく接続料を設定し、それを無差別な形で競合する電気通信事業者に課す接続制度を導入すべきである。接続料を決めるために使われるコスト・モデルは協議に際しオープンで透明であるべきである。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続の条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可された接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、接続料や接続の条件等について接続約款に記載し、認可を受けることとなっている。</p> <p>また、当該接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであるときに認可することとなり、当該第一種電気通信事業者は、認可接続約款でなければ、他の電気通信事業者と接続協定を締結してはならないこととされており、第二種電気通信事業者を含む接続事業者に対しては同じ接続料が適用されている。</p> <p>なお、接続料を算定するために用いられる長期増分費用モデルについては、外資系事業者も含めた関係者からなる研究会の中で策定されており、オープンで透明な手続がとられている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | | |
|---|--|---|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア、米国 | |
| 項目 | 相互接続におけるアンバンドル化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>地域回線以外のボトルネック回線機能やサービスがアンバンドル化されれば、サービス提供における競争が高まる。（豪国）</p> <p>NTTの地域会社にNTTの顧客が現在利用できる全てのサービスを相互接続で基本機能としている機能リストに含むことを義務付ける。特に、NTT東西には緊急サービス（110等）を約款料金を競合事業者に提供することを義務付ける。「付加価値」料金が正当であるとNTTが独立機関に証明できるサービスに関しては、これらのサービスを卸売り料金で競合事業者提供することをNTTに義務付ける。（米国）</p> | | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第23条の4、接続料規則第4条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の4に規定する他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続個所における技術的条件、また、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ - - c</p> <p>光ファイバー設備のアンバンドル化については、端末系端末系伝送路設備中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | 措置困難 | その他 |
| <p>（説明）</p> <p>アンバンドルされた機能ごとの接続料については、需要に応じて機能の追加を行っているところである。例えば、平成13年12月の省令改正においても、NTT東日本・西日本が光ファイバサービスに用いる設備を細分化した機能等の追加を行っている。</p> <p>また、緊急通報については、NTT地域及び競争事業者の間で接続協議を行い、その中で条件等が決定されることとなる。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | | |

| | | | |
|--------------|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア |
| 項目 | 接続サービスの基準条件の設定と認可要件の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | 接続サービスの基準条件を設定すべきである。役務提供者は設定された要件のスケジュールに従うことを求められるべきである。接続の認可要件は、基準条件が設定されると同時に廃止されるべきである。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、第38条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、接続料及び接続の条件について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可された接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。</p> <p>第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、接続料や接続の条件を記載した接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととなっており、当該事業者は、その認可された接続約款によらなければ接続協定を締結・変更してはならないこととされている。</p> <p>また、平成13年6月に電気通信事業法が改正され(同年11月施行)、従来第38条の3に規定されていた第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者と他の第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者との間の接続協定の認可については、すべて届出とされた(第38条の4)ところである。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | | |
|---|--|---|---------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア | |
| 項目 | NTTに係る外国人役員制限の撤廃 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 東西地域会社を含めるNTT会社の外国人役員の制限を撤廃すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 日本電信電話株式会社等に関する法律 第10条第1項 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 日本の国籍を有しない人は、NTT持株会社及び東・西NTTの取締役又は監査役となることができない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - - f - (b) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、外資規制の在り方と一体で検討する。 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 | その他 |
| (説明) NTT持株会社及び東・西NTTに係る外国人役員規制の在り方については、情報通信審議会による「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第2次答申」(平成14年2月13日)において、「国の安全確保の観点から、WTO基本電気通信合意上、我が国のNTTに係る外資規制と一体としてその制限を留保してきた経緯も踏まえ、当分の間、緩和を行うことは適当でない」とされていることを踏まえ、総務省としては、当分の間、緩和を行うことは適当でないと考えている。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オーストラリア |
| 項目 | 関係者の規制見直しへの参加 | | |
| 意見・要望等の内容 | 日本政府は、規制見直しで影響を受ける関係者の政府の見直し、特に電気通信分野の見直しに影響を受ける関係者の参加を許すべきであり、電気通信審議会への参加を認めることによりより大きな透明性が確保できる。 | | |
| 関係法令 | 情報通信審議会令(平成12年政令第271号) | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>情報通信審議会(平成13年1月に電気通信審議会を引き継いだ機関)は、総務大臣の諮問に応じて、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する政策に関する重要事項等について調査審議を行うこととなっている。</p> <p>情報通信審議会の委員及び臨時委員は学識経験のあるもののうちから、専門委員は当該専門の事項に関し学識経験のあるもののうちから、それぞれ総務大臣が任命することと定められている。(情報通信審議会令第2条)</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>情報通信審議会令により情報通信審議会の委員及び臨時委員は学識経験のあるもののうちから、総務大臣が任命することと定められている。</p> <p>また、審議会が諮問案件を調査審議し、総務大臣に答申することは国家意思形成に参画するもので、答申に当たって議決権を有する委員及び臨時委員は国家意思形成に参画する公務員に当たると解される。従って、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とするとの解釈が行われていることから、日本国籍を有しない外国人を審議会委員として任用できない。</p> <p>なお、情報通信審議会は、その調査審議に当たり必要と認めるときは、当該審議事項と関連する利害関係者等から意見を聴取するほか、広く国民から意見を募集している。</p> <p>また、総務省としても省令等の制定又は改廃については、意見の聴取手続を設けており、同省令等により影響を受ける関係者は自らの意見を提出できる機会が確保されている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 総務課 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | カナダ |
| 項目 | 相互接続料金及び回線使用料の規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>カナダは、日本における競争力の高い通信サービス環境を構築するための進展は、NTTの市内及び市外電話網への外国通信業者による交換機及び専用回線の相互接続の高い料金の値下げを目指す規制措置の続行を通じて達成できると確信しております。こうした調整は、外国通信業者のための公平な市場アクセスを大きく改善し、日本の市場自由化の水準を日本の主要貿易相手国の水準に合わせ、WTOへの約束を果たすこととなります。カナダの経験に基づき専用回線の提供における健全で競争力の高い市場は、国内のインターネットや電子商取引、情報技術産業の成長を大きく推進するといえます。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。総務大臣は、能率的な経営の下における適正な原価により算定された接続料が公正妥当なものであるときには、認可をしなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、市内・市外通話に係る交換機や専用線等の接続事業者が要望する機能についてそれぞれ接続料を接続約款に記載し、総務大臣の認可を受けなければならないこととされており、その認可条件として、接続料が能率的な経営の下における適正な原価により算定されていることが求められている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | | |
|--|---|--|----------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国、オーストラリア、カナダ | |
| 項目 | 競争的事業者への規制緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>1 公共に一般に提供されるサービスについては、約款認可義務をインターネット上における告示にし、総務省のすべての事前許可手続きを撤廃する。</p> <p>2 契約サービスについては、不当な負担をかけるすべての許可、届出義務を撤廃する。さもなければ、これらの要件を明確に定義すべきである。</p> <p>3 相互接続、委託およびその他の競合事業者間の事業取り決めについては、すべての許可、届け出義務を撤廃する。</p> | | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部の委託をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。（第15条第1項）</p> <p>第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。（第31条第1項）</p> <p>第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。（第38条の4第1項）</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ - - b</p> <p>市場支配力を有さない第一種電気通信事業者の契約約款について、認可制を一定の条件下で届出化（措置済）</p> <p>- 1 - (3) - イ - - a</p> <p>市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化（措置済）</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p> | 措置困難 | その他 |
| <p>（説明）</p> <p>平成13年11月に、契約約款、相互接続協定について認可制から届出制に緩和を図ったところ。現在、届出制としているのは、利用者保護の観点から、不当な差別的取扱いや不当な競争を引き起こす等の料金であるかを検証するため。また、届出すべき要件は電気通信事業法施行規則に明記している。</p> <p>なお、現在の届出制において、事業者はユーザーに提示するものを届け出することで足りるものであり、不当に負担はかけてはいない。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | | |

| | | | |
|--------------|---|----------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | カナダ |
| 項目 | 支配的事業者規制の強化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 市場支配力を有する事業者の専用線及びバックホール回線の料金がコストに基づいたものであるよう規制を強化すべき。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第31条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の特定電気通信役務に関する料金について、種別ごとに基準料金指数を定め、当該第一種電気通信事業者に通知しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | | |
| | (実施(予定)時期:平成10年11月) | | |
| (説明) | 料金については、平成10年11月の電気通信事業法の改正により、電気通信事業者の料金については完全届出制とした。ただし、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の電話・ISDN・専用サービスについては、料金水準の上限を総務大臣が指数として定め、当該料金水準を超える場合のみ認可を行うプライスカップ規制を導入している。 | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 自由かつ公正な競争の促進の行政への義務づけ | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>電気通信分野における「自由かつ公正な競争の確保」を行政の責務として義務付ける。競争環境を通じた利用者利益の増大～「事業規制法」から「競争促進法」の体系へ今後は、事業者に事前規制を課す「事業規制法」の体系ではなく、競争を通じて利用者利益の増大を図る「競争促進法」の体系を整備する必要がある。とくに新法においては、目的として、利用者利益の確保とそのため自由かつ公正な競争の確保とを明確に掲げるとともに、有効競争の維持・促進を行政の責務とする必要がある。また、技術革新や市場の変化などに柔軟に対応できるよう、定期的見直し条項を盛り込むべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>競争促進法の法体系へ転換するに当たっては、上記責務を行政が負うことを法律に明示し、実効性を担保する必要がある。</p> <p>諸外国では、競争の維持・促進を行政の責務として、法律で明記しているケースもある。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | (――) | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>1 我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を發揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しているところである。</p> <p>2 しかしながら、電気通信分野においては、他の事業者がそれに大きく依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備を設置すること等により市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくく、また、当該市場支配力を有する事業者が反競争的行為を行う蓋然性が高いこと、いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、市場の変化や技術革新の速度が大変速いこと、といった事情を踏まえ、対応していくことが不可欠である。</p> <p>3 このような電気通信分野の特殊性や同分野が独占から競争への過渡的な状況にあることを前提とすれば、電気通信事業法においては、</p> <p>(1) 利用者の利益を保護し、国民の利便を図る観点から、技術基準維持、約款作成義務、接続義務等の必要な規制を課すとともに、</p> <p>(2) 電気通信事業における公正な競争をより積極的に促進することが「喫緊の課題」であり、まずは公正競争促進のための措置を講じ、その下で事業者が徹底した競争を行うことが重要であると考えている。</p> <p>なお、このような考えのもと、本年6月の法改正において、電気通信事業法の目的に「公正な競争の促進」を明記したところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--------------|---|----------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 設備・業務区域・役務種類変更許可並びに役務区分の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>(要望) 設備・業務区域・役務種類変更許可並びに役務区分を廃止する。</p> <p>(理由) 許可や確認がとれるまで事業者は新たなサービスを提供できず、利用者にとって不利益となる。</p> <p>また、IPによる情報伝送の拡大に伴い、音声もデータの1つとして伝送することが可能となっている中で、電気通信役務を音声、データ、専用とに区別する必要性は薄れている。現状のままでは、音声役務とデータ役務とを組み合わせた複合的な新サービスを考案した場合、いずれの役務として位置付けるかが決定されるまでサービス提供ができない。上記事前許可、並びに役務区分が廃止されれば、ニーズに即応した柔軟かつ機動的なサービス提供が可能となり、利用者利益が向上する。</p> <p>また、事業者のみならず、行政事務の負担軽減にもつながる。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第9条、第10条、第12条、第14条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者の業務区域、電気通信設備の概要の変更には、軽微な変更を除き変更の許可が必要。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - - c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中【その他】 具体的措置の検討中 | |
| | 業務区域については、平成14年4月省令改正予定 | | |
| (説明) | <p>1 設備変更許可等の一種事業参入後の規制については、経済社会に与えるネットワーク事業の特性として、一旦問題が生じると同時に多数の者に極めて大きな影響を与えるものであり、事後的な措置による救済や原状回復が困難であることに鑑み、利用者利益やネットワークの安全・信頼性確保等の観点から継続的かつ円滑な役務提供が行いよう<u>最小限の規制は必要</u>であると考えます。</p> <p>2 例えば、電気通信設備が頻繁に故障し、サービスが突然停止したり、その復旧に時間を要したりすることのないよう、事業の的確な遂行に足る技術的能力や事業計画の合理性等を確保するものである。</p> <p>3 このような観点から、電気通信事業法第14条において、ネットワーク事業の中心をなす要素である「役務の種類・態様」、「業務区域」及び「電気通信設備の概要」を変更する場合、許可等を要することとしている。その運用に当たっては、<u>軽微な変更まで許可を要することとすると、かえって事業者の円滑なサービス提供を妨げ、利用者利益を害するおそれもあることから、届出すれば足りる軽微な変更を総務省令で定めるほか、許可についても、審議会諮問を要しない類型化軽微案件を見直し、拡大し、短期間(2週間程度)で許可を与えてきているところ。</u></p> <p>4 また、利用者利益の保護等に大きな支障がない範囲で、公正で自由な事業展開を可能とする観点から、<u>可能な限り現行規制の必要な見直しを行ってきているところ。</u></p> <p>5 例えば、先の「規制改革推進3か年計画」においては、<u>業務区域の拡大</u>に関しては、迅速な事業展開を可能とし、利用者の利便向上にメリットがあると考えられることから、業務区域の縮小や撤退の場合と区別して、「<u>届出</u>」に改めることとしている。また、<u>役務種類の変更許可</u>については、技術革新の進展を踏まえ、検討を行って参りたい。</p> <p>6 また、<u>役務区分</u>については、事業許可制の趣旨から事業の構成要素として、一つの独立した事業となり得る範囲としての区分の単位であるが、各役務区分間の設備の融合の程度や利用実態を見極めつつ、<u>区分の簡素化の必要性</u>について今後検討していくこととしたい。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 指定電気通信設備以外の接続に関する協定届出の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>今回の電気通信事業法改正により、認可制から届出制へと緩和されたが、複数の事業者間でメッシュ状に結ばれた協定すべてを届出なければならぬため、依然として、事業者間の負担は大きく、またニーズに対応した円滑なサービス提供が妨げられている。そもそも、指定電気通信設備以外の電気通信設備の接続は、代替性があることから、事業者の経営判断に委ねたとしても、競争上の問題は生じない。</p> <p>接続協定の届出制度が廃止されれば、事業者は、例えば、トラフィック量に応じた接続料金の設定など、市場原理に基づいた柔軟かつ弾力的な接続や区間毎に回線を使い分ける接続が可能となり、市場の活性化、事業者間の競争が促進される。行政事務の負担軽減につながる。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の4第1項 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - - a 市場支配力を有さない事業者間の接続協定について認可制を一定の条件下で届出化（措置済） | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>1 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者が締結する他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定について、事業者のより自由な事業展開を可能とし競争を促進する観点から、第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備との接続に関するものを除き、従来の認可制から事前届出制へ緩和したところ。</p> <p>2 接続協定については、接続料、接続の条件等が適正か否かを検証するため、その事前届出制は必要かつ有効であり、事前届出制により、市場の活性化や事業者間の競争が妨げられるものとは考えられない。</p> <p>3 接続協定の届出制度の有無と、トラフィック量に応じた接続料金の設定等が可能となることとは関係がない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--------------|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 外国政府・企業等との協定等の認可の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>日本の移動体通信事業者と海外の移動体通信事業者との間でローミング契約を締結する、あるいは日本の事業者と海外の事業者との間で新たに接続協定を締結する場合、関係者が合意に達していたとしても、わが国の事業者は認可を受けた後でなければ、契約書に調印できず、その結果、利用者ニーズに即応した機動的なサービス提供に支障が出る。</p> <p>認可にあたっては、外国語で書かれた協定の細目を翻訳して申請しなければならないケースもあり、事業者にとって多大な負担となっている。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第40条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、外国政府又は外国法人などとの間で電気通信業務に関する協定又は契約等を締結、変更、廃止する場合、認可を受けなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | <p>次世代携帯電話(IMT-2000)サービスが本格的に提供され、国際ローミングも実施される予定であることから、諸外国の状況等をみつつ、携帯電話の国際ローミングに関し、認可対象外とすることについて検討する。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課、データ通信課 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 会計報告義務の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>電気通信事業者は、毎事業年度経過後に決算報告を行うとともに、総務省への会計報告以前に決算短信等を行う場合も多いことから、電気通信事業法に基づいて会計報告を行う必要性が認められない。</p> <p>株主総会に提出するものと総務省令の定める様式とが異なるため、事業者は2種類の会計報告を作成する必要がある、事務作業が煩雑になっている。</p> <p>会計報告に関わる業務負担が軽減されれば、利用者へのサービス部門に資源を振り分けることが可能となる。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第33条 電気通信事業会計規則第17条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者の会計の基準を確立するとともに、その財政状況及び経営成績を明らかにし、もって電気通信役務に関する料金の適正な算定に資することを目的とする。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>第一種電気通信事業の料金算定が適正に行われるためには、事業者が公正な会計数値に基づいて原価計算、財務分析を行えるよう、その会計が整理されることが不可欠であり、また、事業者間で統一的に整理が行われていることが必要である。</p> <p>一般に株式会社の会計は、商法及び証券取引法の規定に基づき整理されているが、商法や証券取引法は、企業全体の財務状況に関心のある株主、債権者、投資家等の保護を目的とし、かつ業種の如何を問わず適用されるため、電気通信行政の要請を満たしたもとはなっていない。そのため、電気通信事業会計規則に則った会計の整理が必要であり、当該会計規則を廃止することは適当でない。</p> <p>また、商法施行規則により、第一種電気通信事業者の作成すべき商法第281条第1項の貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法については、一部を除き、商法施行規則によらず電気通信事業会計規則の定めるところによる旨規定されていることから、株主総会に提出する貸借対照表等は電気通信事業会計規則の様式によることができ、2種類の書類を作成する必要のないよう措置されているところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 親子・兄弟会社間の合併認可の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>(要望) 親子・兄弟会社間の合併の場合は、認可を廃止する。</p> <p>(理由) 合併等により、許可を与えた一種事業者の経営主体や事業規模が変われば、経理的基礎や技術的能力も参入許可時点で同一ではないとの理由から認可が必要とされているが、株式保有などにより資本関係が強固である親子・兄弟会社同士の合併であれば、経営主体や事業状況等が大きく変化するわけではないので、認可にかからしめる必要はない。</p> <p>事業者が、利用者へのサービス内容の拡充、競争力強化に向けた取組みを常に模索している中で、逐一認可が必要なままでは、機動的かつ柔軟なサービス提供に支障が出る。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第16条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者たる法人が合併する場合には、認可が必要。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>1 第一種電気通信事業者たる法人が合併する場合は、既に審査を受けた一定の基準が確保されている事業内容の全てを承継するものであり、<u>承継の形態が単純で明快であるため、手続の簡素化の観点から、認可による承継(一括処理)を可能としているところ。</u></p> <p>2 <u>承継に当たって認可を必要としている理由は、事業主体や事業規模が変更する場合、合併後の事業主体の経理的基礎、技術的能力等が合併前と同一であるという保証がないからであり、これは、資本関係が強固な会社同士の合併の場合であっても同様である。</u></p> <p>(例えば、第一種電気通信事業者の親会社の経営が不安定であっても、当該第一種電気通信事業者自体の経営が安定していれば何ら問題のないところ、これらの会社が合併することとなると、経営が不安定な会社が第一種電気通信事業を行うこととなり、利用者利益の保護の観点から問題となるおそれがあるところ。)</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--------------|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 会社分割による新会社設立にあたっての参入許可等の不要化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>(要望) 電気通信事業の一部を会社分割で切り出した場合、改めて許可や登録などを行わなくとも、その地位を承継できることとする。</p> <p>(理由) 企業の合従連衡が進む中で、事業の統廃合に機動性を持たせることにより、多様なサービスの早期提供が可能となるとともに、ユーザーの利便性が向上する。 分割により設立される会社がその地位を承継できず、新たに事業者として許可が必要であったり、分割前の会社とユーザとの間で締結されていた契約を再度しなおさなければならないのでは、事業引継ぎを行なう日から事業許可が下りる日まで空白期間が生じ、その間ユーザーへのサービス提供に支障を及ぼす可能性がある。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第9条、第18条、第22条、 第23条、第24条、第30条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者が事業の一部を分割する場合には、当該事業を承継する者は新たに許可等が必要。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | <p>1 第一種電気通信事業の許可は、事業主体ごとに行うものであり、会社分割により新会社が設立される場合においても、基本的には、当該新たな事業主体に対し、許可を行うこととなるもの。</p> <p>2 しかしながら、第一種電気通信事業の<u>全部を承継させる場合</u>は、既に審査を受けた一定の基準が確保されている事業内容の全てを承継するものであり、<u>承継の形態が単純で明快であるため</u>、手続の簡素化の観点から、認可による承継(一括処理)を可能としているところ。</p> <p>3 他方、第一種電気通信事業の<u>一部を承継させる場合</u>については、<u>分割後の当事者の地位・関係等が必ずしも明らかでないことから</u>、各々の事業者ごとに必要な許可を受けることが必要であり、認可による承継(一括処理)は困難。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|--|--|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 第一種電気通信事業者による衛星中継器の短期使用の容認 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>第一種電気通信事業者による衛星中継器（トランスポンダ）の短期使用を認める。（理由）</p> <p>例えば、オリンピック等の短期・スポット的な国際大会の中継等を行うために衛星のトランスポンダを利用しようとしても、短期のリース等が認められない。事実上、5年以上の使用契約を結ぶことが求められるため、コスト面等からサービス提供を断念せざるをえない場合がある。</p> <p>短期のリースについても、電気通信回線設備の設置（継続的に支配・管理する状態）と認められれば、多様な伝送路を自由に組み合わせて利用者へサービスを提供することが可能となり、利用者のニーズに機動的に対応することが可能となる。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電気通信事業法第6条第2項の規定のとおり、第一種電気通信事業は、電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置して電気通信役務を提供する事業である。ここでいう「設置」とは、通信できるよう構成された電気通信回線設備を継続的に支配・管理することをいい、事業者自らが電気通信回線設備を敷設・所有するだけでなく、破棄し得ない使用権（IRU）に係る契約により、他者が所有する設備の使用権を取得して、当該設備を自らの電気通信回線設備として調達する方法、自己のネットワークの一部に他の電気通信事業者から利用者契約約款ベースで、又は卸電気通信役務の提供を受けて調達した電気通信回線設備を利用する方法などにより、他者のネットワークを利用することも可能となっている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> | <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | |
| <p>（説明）以下のとおり、第一種電気通信事業者によるトランスポンダの短期使用は認められている。</p> <p>第一種電気通信事業者は、自己のネットワークの一部に他の電気通信事業者のトランスポンダを利用し、全体を一体的に第一種電気通信事業として運用しようとする場合、当該他の電気通信事業者からトランスポンダを利用者契約約款ベースで調達し利用することができる。この場合において、契約期間については特段の制限はない。</p> <p>また、昨年6月の電気通信事業法の一部改正において、利用者契約約款ベースでの役務提供とは別に、専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する役務として卸電気通信役務の制度を整備し、電気通信事業者によるネットワーク構築の柔軟性の一層の向上を図ったところである。</p> <p>一方、第一種電気通信事業者が、外国の通信衛星など電気通信事業者以外の者のトランスポンダを利用する場合は、IRU（破棄し得ない使用権）契約により当該トランスポンダの使用権を取得することが求められる。この場合において、電気通信回線設備の継続的な支配・管理の担保の観点から、通信衛星の設計上の寿命や法定耐用年数も参考とし、当該使用契約期間の条件については5年以上を目安としてきたところであるが、昨年9月、電気通信事業者のネットワーク構築マニュアルの改正により、契約の自動更新の定めがあること、第一種電気通信事業者の同意がない限り更新を拒否することができないことの2点を条件に、使用契約期間の条件を1年以上に緩和したことを受け、通信衛星のトランスポンダについてもこの条件を適用することとしている。</p> <p>なお、第一種電気通信事業者が、他の電気通信事業者又は電気通信事業者以外の者のいずれのトランスポンダを利用する場合でも、オリンピック、サミット、二国間首脳会談などのイベント中継等のために短期的にトランスポンダを利用するような場合など、電気通信事業法第9条第2項第2号から第4号までの事項（電気通信役務の種類及び態様、業務区域、電気通信設備の概要）を特定地域において臨時的に変更する場合には、電気通信事業法第14条第2項及び電気通信事業法施行規則第11条第4号の規定により、総務大臣への事後の届出で足りることとなっている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | NTTの経営に直接介入する規制の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | NTTの経営に直接介入する規制は早期に廃止する。 | | |
| 関係法令 | 日本電信電話株式会社等に関する法律 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 日本電信電話株式会社等に関する法律により、役員選解任認可、事業計画認可、定款変更認可、政府株式保有義務、外資規制等の規制が課されている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) NTTに対する規制については、NTT株式政府保有義務のあり方やユニバーサルサービスの確保などを含めた、NTTの在り方全般についての検討を踏まえて措置すべき事項と考えている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 次世代携帯電話(IMT-2000)端末のインターフェースの開示 | | |
| 意見・要望等の内容 | 次世代携帯電話端末に、新しいアプリケーションを追加する場合、事前に携帯電話事業者へ申請しなければならない。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | なし | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 事実誤認。 次世代携帯電話の基本的な仕様については、国際的に標準化が進んでおり、インターフェースは開示されている。 事業者がアプリケーションを独自に追加する場合については、制約なく、あくまでも携帯電話事業者とアプリケーション提供者との民間の契約上の問題である。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|--------------|--|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 無線インターフェースによる相互接続の容認 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>(意見)</p> <p>事業用電気通信回線設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。事業用電気通信設備は、その分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならないとされている。このため、無線区間での接続はできない。</p> <p>(要望)</p> <p>無線区間での相互接続を認める。</p> | | |
| 関係法令 | 事業用電気通信設備規則第23条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界の明確化のために、分界点を設定しなければならないことを規定しているものであって、要望にある無線区間での相互接続を禁止しているものではない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 その他 |
| (説明) | 具体的な要望事項等についての趣旨が不明。 | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合 |
| 項目 | 情報公開の充実（審査基準等のホームページ上での充実） | | |
| 意見・要望等の内容 | 例えば電気通信事業審査基準など、行政文書全てがインターネットのホームページで公開されているわけではない。事業を行う上で重要な位置を占める行政文書は全て公開する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 総務省では平成13年10月、「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め行政情報の電子的提供をより一層積極的に推進している。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>総務省では平成13年10月、「総務省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め行政情報の電子的提供をより一層積極的に推進している。具体的には、所管行政の概要、所管する法律、政令、省令等の一覧、新規制定又は改正した法令の概要及び全文、統計資料その他の公表資料、白書、年次報告書等をホームページを用いて提供し、内容を拡充していく予定である。</p> <p>(http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/jouhouka6.html)</p> <p>なお、「電気通信事業法審査基準」は総務省の情報通信行政ホームページ上に掲載するよう措置した。</p> <p>(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/joho_tsusin.html)</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局総務課 | | |

| | | | | |
|---|--|-----------------------------|-----------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会、関西経済連合会 | |
| 項目 | 書面によらない契約約款等の掲示の容認 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 営業所その他の事業所における契約約款等の掲示は、書面のみに限定せず事業所にあるパソコン画面やホームページでの掲示等も認める。 | | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第32条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第31条第1項等の規定により届け出た又は認可を受けた料金及び法第31条の4第1項等の規定により届け出た又は認可を受けた契約約款を、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | （実施（予定）時期： ） | | | |
| （説明） コンピュータ、インターネットの普及してきた今日においては、操作手順を示す等により、営業所等に設置したコンピュータを用いて、フロッピーディスク等に保存されている、またはウェブサイトに掲載されている契約約款等を、公衆が自由に、容易に閲覧できるように設置されているのであれば、これをもって掲示とすることを認めるものである。 なお、「営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示して置かなければならない。」（事業法第32条第1項）とは、これを広く利用者に周知徹底せしめる義務を課したものであって、少なくとも営業所等において公衆が自由に閲覧できるように措置されていることを意味する。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 統計資料の開示内容の充実 | | |
| 意見・要望等の内容 | 総務省のホームページでは情報通信に関する統計データの一部が公開されている。法律により開示が義務付けられている情報通信サービスに関しては、全事業者のデータを総務省のホームページで公開する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | なし | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 現在、総務省のホームページにおいては、電気通信事業や放送業等に関する種々の統計資料が提供されている。(なお、開示を義務付けている法律は存在しない。) 本要望においては、具体的な統計データの種類について言及がなされておらず、要望の趣旨が不明である。 | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局、総合通信基盤局 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備の届出の廃止 | | |
| 意見・要望等の内容 | 電気事業用有線電気通信設備のみならず、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備についても、届出不要とする。 | | |
| 関係法令 | 有線電気通信法第3条、同施行規則第6条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 有線電気通信法第3条第1項及び第2項に基づき、有線電気通信設備を設置しようとする者は総務大臣に届け出なければならないが、同法第3条第4項並びに同法施行規則第2条及び第6条に規定されている有線電気通信設備については届出不要とされている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>要望内容については以下のとおり、現行法令上認められている。</p> <p>自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備については、有線電気通信法施行規則第6条第6号の規定により届出不要とされており、有線電気通信法第3条第4項第3号の規定により届出不要とされている電気事業用の有線電気通信設備と同じ扱いになっている。</p> <p>なお、当該有線電気通信設備が二人以上の者が共同して設置するもの、他人の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの、他人の通信の用に供されるもののいずれかに該当する場合には、脱法的に電気通信事業を営むことの未然防止、通信の秘密の確保等複数当事者間の利益の調整等の観点から、上記两条項において届出不要の対象から除外されているが、この場合であっても、自家用電気工作物の用に供する有線電気通信設備と電気事業用の有線電気通信設備のいずれも届出が必要となっており、両者の扱いについて整合性を欠くケースはない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | | |
|--|--|---|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | 放送事業における外国性排除(外資規制)の緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 個々の外国人等が有する議決権を合計し、それを1つのものとして議決権割合を判断するのではなく、特定の法人・団体が有する議決権に基づき判断すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 電波法・放送法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>電波法又は放送法に基づき、次の者には、放送局の免許又は委託放送事業者の認定が与えられない。</p> <p>日本の国籍を有しない人、外国政府又はその代表者、外国の法人又は団体 法人又は団体であって、 に掲げる者が業務を執行する役員であるもの、又はこれらの者がその議決権の5分の1以上を占めるもの(受託放送事業者にあっては、 に掲げる者がその代表者であるもの、又は議決権の3分の1以上を占めるもの)</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>放送は、国民共通の財産である有限稀少な電波を使用するものであること、また、大きな社会的影響力を有するものであることから、放送局の免許又は委託放送事業者の認定については、外資規制を設け、自国民の利益を確保することとしている。</p> <p>御要望のように、特定の法人又は団体の有する議決権に基づき、外国人等の議決権割合を判断することは、個々の外国人等が有する議決権の合計に事実上の制限がなくなることから、上記のような外資規制の目的を達成することができず、適当ではなく、外資規制を維持する方法としては、現行制度のように、個々の外国人等が有する議決権の合計を制限することが必要と考える。なお、諸外国においても、外国人等の議決権割合は、個々の外国人等が有する議決権を合算しているところである。</p> <p><参考></p> <p>電気通信役務利用放送法(平成14年1月28日施行)においては、電気通信事業者の提供する電気通信役務を利用して行うCS放送(東経110度CSデジタル放送を除く。)について、電波の稀少性が緩和されていること等を理由として外資規制を撤廃しているところであり、これを通じて、放送事業への新規参入が促進され、放送事業の発展が図られることを期待している。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 放送政策課 | | | |

| | | | | |
|---|--|----------------|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | CS委託放送事業に関するマスメディア集中排除原則の適用除外化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | CS委託放送事業については、マスメディア集中排除原則の適用から除外すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 放送法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>委託放送業務を行おうとする者は、委託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くのものによって享有されるようにするためのものとして省令で定める基準に合致することに適合していることについて認定を受けなければならないものとされており、その基準として、CS放送に関し、一の者が支配関係を通じて使用できる周波数の伝送容量は、</p> <p>CSのみの場合： 伝送容量の合計が4中継器相当まで</p> <p>B Sとの兼営の場合： 伝送容量の合計が3中継器相当まで</p> <p>地上局との兼営の場合：伝送容量の合計が2中継器相当までとされている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定(一部) | 検討中 | 措置困難(一部) | その他 |
| | 措置済(一部) | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期：平成14年1月28日) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>CS放送の規制緩和に関しては、本年、1月28日より電気通信役務利用放送法が施行されており、CS委託放送事業者は、この法律に基づく電気通信役務利用放送事業者に移行することにより、従来のCS委託放送事業と比較して大幅に緩和された基準の下でCS放送を行うことが可能となったところである。</p> <p>【参考】電気通信役務利用放送法において、CS放送に関し、一の者が支配関係等を通じて使用できる周波数の伝送容量(1中継器相当の伝送容量で標準テレビジョン放送6番組程度の伝送が可能)</p> <p>CSのみの場合： 伝送容量の合計が12中継器相当まで</p> <p>B Sとの兼営の場合： 伝送容量の合計が9中継器相当まで</p> <p>地上局との兼営の場合：伝送容量の合計が6中継器相当まで</p> <p>ただし、いわゆるマスメディア集中排除原則は、多数の事業者が独立した言論報道機関として参入することによる自由な言論報道市場の形成伸張を確保するために設けられているものであり、CS放送においても、その必要性は他の放送の場合と変わらないため、CS放送についてマスメディア集中排除原則を一切、撤廃することは適切ではない。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 衛星放送課 | | | |

| | | | | |
|---|--|-----------------------------|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | CS委託放送事業に関する番組規律の緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | CS委託放送事業者については、番組作成基準および災害放送の義務を課さないことにすべきである。 | | | |
| 関係法令 | 放送法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 放送事業者は、放送番組の種別および放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。また、国内放送を行うにあたり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定(一部) | 検討中 | 措置困難(一部) | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:平成14年1月28日) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>CS放送の規制緩和に関しては、本年、1月28日より電気通信役務利用放送法が施行されており、CS委託放送事業者は、この法律に基づく電気通信役務利用放送事業者に移行することにより、災害放送義務を負わずにCS放送を行うことが可能となったところである。</p> <p>ただし、放送番組の規律に関しては、CS放送においても、地上放送と同様に、</p> <p>瞬時に広範に情報を伝達できる即時性を有すること、</p> <p>映像や音声により、直接視聴者に訴える印象度が強いこと、</p> <p>から、大きな社会的影響力を有するため、放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集を行う必要がある。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 衛星放送課 | | | |

| | | | | |
|--|---|------------------------------------|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | 受託放送事業の料金規制等の撤廃 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 受託放送役務料金等の届出制を撤廃すべきである。 | | | |
| 関係法令 | 放送法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 受託放送事業者は、委託放送事業者等の委託によりその放送番組を放送する役務の料金その他の総務省令で定める提供条件を定め、その実施前に届け出なければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| <p>(説明)</p> <p>現状においても、委託放送事業者が利用する帯域幅など個々の事情を踏まえた自由な料金設定が可能である。</p> <p>なお、受託放送役務の料金等の提供条件は、</p> <p>委託放送事業者の放送番組の編集の自由を確保するために役務提供条件を適正にする必要があること、</p> <p>この役務の提供条件は受託放送事業者と委託放送事業者の契約の内容となる事項であり、その内容を把握することが当該委託放送事業者の認定審査に不可欠であること、</p> <p>から、事前届出制とすることが必要である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 衛星放送課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | データ放送符号化識別子の指定の見直し | | |
| 意見・要望等の内容 | データ符号化方式識別子のうち、現在使用されていないビットを開放し、柔軟かつ迅速な利用を可能とすべきである。 | | |
| 関係法令 | 平成11年郵政省告示第865号 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 「データ符号化方式識別子は、データ符号化方式を識別するのに使用する領域とし、総務大臣がこれを指定するものとする」と規定（平成11年郵政省告示第865号別表第9号別記第7注3） | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成14年前半） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 今後、地上デジタル放送等のデジタル放送サービスが予定されていることに鑑み、技術進展等を反映した多様なデータ放送をより円滑に導入可能とするため、これまで総務大臣が方式ごとに指定していた「データ符号化方式識別子」に関し、その指定を要しないものとするについて具体的措置を検討中。 | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 放送技術課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 放送に関するスクランブルの二重化 | | |
| 意見・要望等の内容 | スクランブルの二重化を可能とすべきである | | |
| 関係法令 | 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送の送信に関する標準方式（平成11年郵政省令第102号） | 共管 | なし |
| 制度の概要 | スクランブル（信号波を電気的にかくはんすること。）は、一重とする旨を規定（標準テレビジョン放送塔のうちデジタル放送の送信に関する標準方式第4条） | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年中) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>1 現在のスクランブル方式は、CSデジタル放送の有料放送番組を契約者のみが視聴できるようにするための方式として平成8年に省令で定められ、その後方式が検討されたBSデジタル放送、地上デジタル放送、CATVでも、そのスクランブル方式が共通に適用されているところ。</p> <p>2 一方、昨今のデジタル蓄積技術の急速な進展を背景として、デジタル放送波を利用した多様なサービスの出現も想定され、それぞれのサービスに応じ、様々な技術（スクランブル方式を含む。）が利用されるものと考えられる。</p> <p>3 スクランブル方式の多様化を可能とする放送方式について、既に情報通信審議会に諮問済み。（平成13年10月には、一般からも放送方式の提案を広く募集し、現在詳細審議を行っているところ。）</p> <p>4 総務省としては、本年夏頃に予定されている、情報通信審議会からの答申を受け、省令の改正についても検討を進めていく予定。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 放送技術課 | | |

| | | | |
|--|--|-----------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経団連、関経連 |
| 項目 | 通信と放送の融合に対応した制度整備 | | |
| 意見・要望等の内容 | 多種多様な事業者が公正な競争条件の下で、情報伝送設備、コンテンツを自由に組み合わせることによって、多様なサービスを提供できるよう、通信・放送を総合的にとらえた法制度を整備する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信役務利用放送法 | 共管 | |
| 制度の概要 | 電気通信役務利用放送法 CS放送及び有線テレビジョン放送について、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化し可能としたもの。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - ウ - 2 2 a 通信と放送の融合に対応した制度整備 通信、放送を取り巻く環境の大きな変化への的確な対応を図る観点から、以下の措置を講ずる。 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続きや、第一種電気通信事業者の通信回線を利用したケーブルテレビ事業に必要な許可手続きの簡素化等、通信と放送の融合の進展に対応した制度整備を推進する。 (第151回国会に関係法案提出) | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期：平成14年1月28日) | | |
| (説明) | | | |
| 1 インターネットの高度化、放送のデジタル化の進展に伴い、これらを組み合わせた、利便性の高い通信・放送融合サービスの実現が期待される所。 | | | |
| 2 総務省としては、CS放送及び有線テレビジョン放送について、電気通信役務を利用して放送を行うことを可能とした電気通信役務利用放送法の制定(平成13年6月29日公布、平成14年1月28日施行)等により、通信・放送の融合の進展に対応している。 | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 情報通信政策課 | | |

| | | | | |
|--|---|-----------------------------|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | 周波数利用の柔軟化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 周波数を通信・放送いずれの用途でも利用できるようにする。 | | | |
| 関係法令 | 電波法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。この場合、二以上の種別の無線局の業務を併せ行うことを目的として単一の無線局の免許を申請することはできない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:平成14年1月28日) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>本年、1月28日より、同一周波数を放送用にも通信用にも柔軟に使用することを可能とする電気通信役務利用放送法が施行されており、この法律に基づき、CS放送については周波数を通信・放送いずれの用途でも利用できるようになっている。</p> <p>なお、放送法に基づくCS放送に関し、割り当てられている周波数については、従来から、放送衛星局免許と併せて通信用の無線局免許を取得すれば、同一周波数を使用する放送衛星局の運用に支障を与えない範囲内で、同一周波数を通信にも使用することが可能である。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 衛星放送課 | | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 放送・通信サービス料金に関する規制の緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | ケーブルテレビにおいて、既に放送サービスの契約をしている利用者に対して、通信サービス（インターネット・サービス）にも加入する場合に通信サービスの料金の割引を行うことを認める。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法、有線テレビジョン放送法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定め、その実施前に総務大臣に届け出なければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) ケーブルテレビサービスの料金及びCATV網を使ったインターネットサービスの料金については、届出制となっており、不当な差別的取扱いをするもの、不当な競争を引き起こすものなどでない限り、民間企業体の経営判断によって自由に定められることになっている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課、情報通信政策局地域放送課 | | |

| | | | |
|---|--|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 高周波利用設備の設置規制の緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | 工業専用地域において使用される高周波利用設備については、設置・変更・廃止にあたって電波法で必要とされている許可・届出を不要とする。 | | |
| 関係法令 | 電波法第100条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電波法では、他の通信への妨害を排除する観点から、高周波電流を使用する一定の設備に対して、その設備を設置する際に許可を必要としている。</p> <p>また、当該設備を変更する際にも、その変更によって他の通信への妨害が発生する可能性があることから、許可を必要としている。</p> <p>さらに、当該設備を廃止する場合には届出を義務づけている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>工業専用地域においても、その地域特有の無線通信が利用されており、また、携帯電話のように工業専用地域においても多く利用される無線通信が増加していることから、それらの無線通信への干渉を防止する必要がある。しかもこれらの地域における無線通信への干渉や工業用ロボットをはじめとする各種電子機器への妨害は、結果として重大な事故を引き起こす可能性を否定できない。</p> <p>これらのことから、工業専用地域に限って高周波利用設備の設置規制を緩和することは適切でないと考える。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課 | | |

| | | | |
|--------------|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 管轄が異なる航空機局間での共通予備無線機運用の容認 | | |
| 意見・要望等の内容 | (要望内容) 定置場の管轄が異なる航空機局間でも、共通予備装置を使えるようにする。 | | |
| 関係法令 | 無線局免許手続規則第2条第6項 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 無線局免許手続規則第2条第6項は、予備装置を共通に使用する場合、管轄する総合通信局にかかわらず、申請を行うことが可能である。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年9月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | <p>地方総合通信局に、航空機局の管轄が異なる場合であっても、共通に予備装置を使用することが可能であることを周知徹底した。(平成13年9月)</p> <p>なお、本件に係る申請については、行われていない。(平成13年12月末現在)</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 無線LANの利用帯域の拡大と屋外利用の容認 | | |
| 意見・要望等の内容 | 5GHz帯の無線LANの利用帯域を拡大するとともに、無線アクセスサービスとして利用できるよう屋外でも利用可能とする。 | | |
| 関係法令 | 電波法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 5GHz帯（周波数帯5.15 - 5.25GHz）の無線LANに割り当てられた帯域は100MHzであり、また、同帯域の利用は屋内に限定されている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 屋外において利用可能な5GHz帯の周波数を使用する無線アクセスシステムを新たに導入することを検討し、昨年10月、システムの技術的条件等を情報通信審議会に諮問して、現在審議いただいているところである。この答申を踏まえ、周波数割当計画の変更等、所要の措置を行う予定である。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課、基幹通信課、移動通信課 | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 啓発目的の出展に係る無線局免許に関する取り扱いの徹底（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>本要望を公表した後、総務省は本要望に関し事実誤認があるとする一方、各地方総合通信局に対し簡易無線局扱いとするよう指示したとのことだが、新たなビジネスの障害とならないよう、啓発を目的とした無線局の開設は、簡易無線局で免許取得でき、無線従事者の配備は不要であることを公表するとともに、各地方総合通信局に対応を徹底させるべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第4条、第39条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する非接触型ICカードの無線局であって、展示会やデモンストレーションにおける啓発を目的として開設するものについても、簡易無線局又は構内無線局として免許を受けることが可能であり、この場合、無線従事者の配置は不要である。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成13年10月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>申請窓口である各地方総合通信局に対し、通達（平13.10.24）により周知徹底し、申請者及び免許人への対応に遺漏のないようにした。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 無線局開設の一括申請化（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | 非接触型ICカードの無線局開設にあたり、事業者における申請負担の軽減の見地から、使われる場所、無線局の数に関わり無く、一の事業者が一括して一回の申請でできるようにする。 | | |
| 関係法令 | 電波法第4条、電波法第39条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>無線局の免許の申請は、送信設備の設置場所（移動する無線局は送信装置）ごとに行わなければならない。</p> <p>非接触型ICカードの無線局は、構内無線局又は簡易無線局として免許を受けることが可能であるとともに、一定の条件を満たす無線局については免許を要しないこととなっている。</p> <p>このうち、構内無線局については、1の構内であれば送信装置の数にかかわらず、1局の無線局として免許を受けることができる。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成14年度内） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 他の無線局への混信、人体及び各種機器への影響、システム相互間の混信の排除及び共用条件等について検討を行い、必要な措置を行う。 【検討方法】 ・技術的条件については、情報通信審議会で検討（平14.3答申） ・非接触型ICカードの特殊性を考慮した規律の方法の検討 ・上記の検討結果を踏まえ、省令改正案を電波監理審議会に諮問 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 技術基準に適合する無線機器に関する無線局事項書及び工事設計書の記載事項、添付書類の削減（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | 技術基準に適合し、ネットワークに害を及ぼさないことが確保された無線機器を設置する場合には、無線局事項書及び工事設計書の記載事項、事業概要、レイアウト図及び地図等の添付資料を削減できるものとする。 | | |
| 関係法令 | 電波法第6条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>1 無線局事項書については、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 開設を必要とする理由</p> <p>(3) 通信の相手方及び通信事項</p> <p>(4) 無線設備の設置場所</p> <p>(5) 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力</p> <p>2 工事設計書について</p> <p>技術基準適合証明を受けた無線設備を使用する場合、技術基準適合証明番号及び製造番号の2つの番号のみの記載としている。</p> <p>3 添付資料について</p> <p>事業概要、レイアウト図、地図等は申請書に添付する必要はない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年度内）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>他の無線局への混信、人体及び各種機器への影響、システム相互間の混信の排除及び共用条件等について検討を行い、必要な措置を行う。</p> <p>【検討方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件については、情報通信審議会で検討（平14.3答申） ・非接触型ICカードの特殊性を考慮した規律の方法の検討 ・上記の検討結果を踏まえ、省令改正案を電波監理審議会に諮問 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 無線局の開設申請費用の軽減（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | 利用の拡大を図る観点から、非接触型ICカード無線局の免許手数料は、使われる場所、無線局の数にかかわらず、一の事業者が一括・一回の申請手数料とする。 | | |
| 関係法令 | 電波法関係手数料令第2条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>非接触型ICカードシステムにおいては、ICカードの情報を読み書きする装置（質問器）を無線局として免許している。</p> <p>免許（開設）申請手数料は、無線局を単位に、特定の者に対する行政サービスの対価として、実費を勘案して定めている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年度内）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>他の無線局への混信、人体及び各種機器への影響、システム相互間の混信の排除及び共用条件等について検討を行い、必要な措置を行う。</p> <p>【検討方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件については、情報通信審議会での検討（平14.3答申） ・非接触型ICカードの特殊性を考慮した規律の方法の検討 ・上記の検討結果を踏まえ、省令改正案を電波監理審議会に諮問 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 無線局の変更手続きの簡易化（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>保守点検等のための移動について、免許を受けた全ての無線局間での移動・変更も含めて、設置場所変更許可を不要とする。</p> <p>構内無線局の場合、同一の店舗・事業所内であれば移動して使用することは可能であること、および移動する簡易無線局として免許を受けた場合の移動の変更許可は不要であることを公表するとともに、各地方総合通信局に対応を徹底させるべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第17条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>保守点検等のために、構内無線局相互間で技術基準適合証明を受けた無線設備を移設するとき、同一規格である場合は届出でよい。</p> <p>非接触型ICカードシステムの無線局であって、構内無線局として免許を受けたものは、同一構内において無線設備の配置場所を変更する場合は、変更許可は不要である。また、移動する簡易無線局として免許を受けたものは、自由に移動して使用することは可能である。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成13年10月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>申請窓口である各地方総合通信局に対し、通達（平13.10.24）により周知徹底し、申請者及び免許人への対応に遺漏のないようにした。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 技術基準の見直し（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>非接触型ICカードを活用しやすい環境を整備する観点から、その特性を踏まえて技術基準を見直す。具体的には下記のとおり。</p> <p>「容易に取り外しができない筐体に入れる」という条件を削除する。</p> <p>識別信号を使用しない無線局については、免許状に記載される識別信号は削除する。</p> <p>副次発射の条件を削除する。</p> <p>空中線電力の上限を引き上げ、1ワット以上も認める。</p> <p>輻射制限の規定値を規制の緩やかな地域並に700 μV/m at3mに引き上げる。</p> <p>異なる通信方式を有する非接触型ICカードを通信するための基準を策定する。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第7条、無線設備規則第49条の27 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>非接触型ICカードシステムの無線設備の技術基準は、平成10年当時に想定された利用形態や技術を基に、電気通信技術審議会の答申を踏まえ制定したものである。</p> <p>について</p> <p>不法な改造等が行われないようにするために1の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこととしている。ただし、電源設備、制御装置、空中線系、データ信号処理装置については、その必要が無く、この対象から除外している。</p> <p>について</p> <p>識別符号は混信を防止するために義務付けている。ただし、この混信防止のための識別符号は免許状に記載された識別信号と同一のものを使用する必要はない。</p> <p>について</p> <p>受信設備から副次的に発射する電波が他の無線設備の機能に支障を与えないように4ナノワット以下と定めている。</p> <p>について</p> <p>非接触型ICカードシステムの無線設備の空中線電力は1ワットを上限としている。</p> <p>について</p> <p>電波の利用密度の高い我が国においては、他の無線局への混信の恐れがあることから500 μV/m at3mとしている。</p> <p>について</p> <p>異なる通信方式を有することへの規制は無く、現在においても技術基準適合証明を受けることは可能である。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>他の無線局への混信、人体及び各種機器への影響、システム相互間の混信の排除及び共用条件等について検討を行い、必要な措置を行う。</p> <p>【検討方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件については、情報通信審議会での検討（平14.3答申） ・非接触型ICカードの特殊性を考慮した規律の方法の検討 ・上記の検討結果を踏まえ、省令改正案を電波監理審議会に諮問 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 免許不要範囲の拡大（非接触型ICカード） | | |
| 意見・要望等の内容 | 非接触型ICカード無線局について、その実用性・利便性の向上、手続簡素化等の観点から、免許不要の特定小電力の上限を現行の0.01ワットから0.1ワット程度に引き上げる。 | | |
| 関係法令 | 電波法第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 非接触型ICカードの無線局については、空中線電力が0.01ワット以下であって、混信防止機能を有し、かつ、技術基準適合証明を受けた無線設備を使用する場合は、無線局の免許は不要である。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年度内) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>他の無線局への混信、人体及び各種機器への影響、システム相互間の混信の排除及び共用条件等について検討を行い、必要な措置を行う。</p> <p>【検討方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的条件については、情報通信審議会で検討（平14.3答申） ・非接触型ICカードの特殊性を考慮した規律の方法の検討 ・上記の検討結果を踏まえ、省令改正案を電波監理審議会に諮問 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 地方税の電子申告・納付様式の全国統一化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 固定資産税等の地方税の納付・申告について、様式を全国的に統一したうえで電子化をおこなう。 | | |
| 関係法令 | 地方税法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | ・納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が所在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>申告書、納付書の様式については、法人住民税、法人事業税、固定資産税の償却資産等、納付手続の簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである。</p> <p>また納付・申告の電子化については、e-japan重点計画等に基づき、行政全体として申請・届出等手続の電子化に向けた取組みが行われており、税務行政の分野における申告、申請、納付等の手続についても、納税者の信頼を得られるセキュリティの確保に配慮しつつ、電子化を図っていく必要があると考えているが、総務省としては、平成13年度から14年度にかけて、主な税目につきインターネットを利用して地方公共団体が電子申告を受け付けるためのモデルシステムを構築し、標準的な仕様を地方公共団体に提示することにより、平成15年度からの個々の地方公共団体におけるシステム導入を促進していく考えである。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局企画課 | | |

| | | | | |
|---|--|---|-------------|------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 | |
| 項目 | 情報システムに関する政府調達制度の改善 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>ア、総合評価方式の改善（加算方式を導入し、省庁毎の評価点基準を統一する。）</p> <p>イ、情報システム開発の価格を評価する際には、初年度だけでなく、ライフサイクルコスト全体のコストを評価対象として採用する。</p> <p>ウ、落札結果全て（入札参加者全員の入札額・総合評価点数・経緯等）をインターネット上で開示する。</p> | | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>ア、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達への総合評価落札方式の導入について」（平7.3.27 アクション・プログラム実行推進委員会）において総合評価落札方式の導入が決定されている。</p> <p>イ、「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平4.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、入札の評価について「ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。」とされている。</p> <p>ウ、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令」（昭55.11.18大蔵省令45）第7条の2に基づき落札結果について公示するなどの措置が講じられている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>ア、「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議決定）（IT分野 - (2)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p> <p>イ、「e-Japan重点計画、e-Japan 2002プログラムの加速・前倒し（IT関連構造改革工程表）」（平成13年11月7日IT戦略本部報告）（4-(1)）「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> | <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、各府省において、ライフサイクルコストベースでの価格評価、総合評価落札方式における加算方式の導入、入札結果等に係る情報の公表の促進を図ることとしている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | <p>総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課</p> | | | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)経済団体連合会 |
| 項目 | 民間の契約慣行に合致した条件の政府所定契約への採り入れ | | |
| 意見・要望等の内容 | 各省庁所定の契約条件においても、民間標準の契約慣行に合致した条件(例えば、瑕疵担保責任期間の引渡後1年間への限定、損害賠償金額の上限設定、知的財産権のベンダー帰属、機密保持対象範囲の明確化等)を採り入れるべき。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>各省庁が行う調達に際して交す契約書の具体的な内容については、各省庁の契約担当官等が当該調達ごとの必要性に応じて必要な事項を決定している。</p> <p>なお、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」は、国の行政機関において情報システム部門の職員が重点的に実施すべき業務を明確にし、効率的、効果的な外注を実施する際に講ずべき方策等についての留意事項等を示したものである。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>ア、「改革工程表」(平成13年9月21日経済財政諮問会議決定)(IT分野 - (2))「情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。」</p> <p>イ、「e-Japan重点計画、e-Japan 2002プログラムの加速・前倒し(IT関連構造改革工程表)」(平成13年11月7日IT戦略本部報告)(4-(1))「情報システムに係る政府調達制度の見直し(ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等)を図る。」</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | | | |
| 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)を踏まえ、官民の責任分担を明確化した契約書の導入について引き続き検討することとしている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総務省行政管理局行政情報システム企画課、財務省主計局法規課 | | |

| | | | |
|--|--|--------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 経済団体連合会 |
| 項目 | 固定資産税現況調査について | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>(財)資産評価システム研究センター策定の「固定資産現況調査標準仕様書」において、航空写真という特定の方法に限定して使用器械の性能又は規格、作業手順等が詳細に決められている。</p> <p>本仕様書は、実際の自治体における現況調査の入札において、その一部が引用されるなど、実効的な規制の位置付けをもった仕様書と理解されているが、現況調査の手法は技術の進歩と共に多様化しつつあることから、固定資産現況調査事業のプロセスを管理する方式ではなく、現況調査に必要とされる品質を満たしているかどうかをチェックする品質評価方式を採用すべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 地方税法第408条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>地方税法第408条</p> <p>〔市町村長は、(略)当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも一回実地に調査させなければならない。〕</p> <p>「固定資産現況調査標準仕様書」は、市町村が航空写真を活用して現況調査を実施する場合の標準的な仕様を(財)資産評価システム研究センターが独自に策定し、<u>会員である市町村に参考として示したものであり、いかなる手法によって現況調査を実施するかという点も含め、この仕様書を採用あるいは参考とするか否かは市町村の判断による。</u></p> <p style="text-align: center;">⇕</p> <p>要望において本仕様書は、「実際の自治体における現況調査の入札において、その一部が引用されるなど、実効的な規制の位置付けをもった仕様書」とされている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | <p>〔措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)</p> | <p>〔措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p> | |
| <p>(説明)</p> <p>現況調査をいかなる手法によって実施するかについては、あくまで市町村の判断に基づくものであるとともに、(財)資産評価システム研究センターが策定した固定資産現況調査標準仕様書の採用等についても、その判断はあくまで市町村が行うものである。</p> <p>したがって本件については、当該意見に係る規制そのものが存在しない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局 固定資産税課資産評価室 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|---------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国、EU、オーストラリア |
| 項目 | 独立規制機関の設置 | | |
| 意見・要望等の内容 | 電気通信規制当局は完全に独立であるべきであり、政府の政策機能や事業提供者からの独立性を確保するため、競争促進のための規制を執行する権限と手段を兼ね備えた独立規制機関を設置すべきである。また、WTOの電気通信基本合意(1998.2)では、規制機関のあらゆる電気通信サービスの供給者からの独立に関する義務原則が規定されていることから、電気通信規制当局は法的にも構造的にも独立したものとすべきである。 | | |
| 関係法令 | 総務省設置法等 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 我が国においては、情報通信行政を機動的・戦略的・総合的に遂行するため政策立案と規制監督の両機能を一体的に独任制の行政機関である総務省が担当している。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 技術革新が激しい情報通信分野においては迅速かつ機動的・戦略的・総合的な行政判断が求められており、我が国の議院内閣制の下、大臣を長とする独任制機関である省の下で一体的な情報通信行政を担当することが必要である。また、WTOにおいて義務付けられた規制機関の電気通信事業者からの独立性については、総務省はNTT、KDDI等の電気通信事業者から分離されており、既に達成済み。 なお、事実関係として、米国のFCC(連邦通信委員会)も情報通信行政における政策立案から規制実施、紛争処理までを一体的に遂行する行政組織であることに留意すべきである。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局総務課 | | |

| | | | |
|--------------|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 競争的事業者への規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>日本は支配的事業者への規制を改善するための重要な措置を取ったが、競争事業者への規制負担をなくすことは最近ほとんど行っていない。これらの負担は一般に OECD 加盟国の中では最も重いものと認識されている。しかしながら、今年の「規制改革推進3か年計画」はこれらの問題にまさに焦点を当てている（つまり、規制の合理化とIT促進に関連する分野）。日本で事業を行うコストに大きく影響し、投資を抑制するこれらの問題に対処するため、米国は競争事業者のために総務省が以下の措置を取るよう提言する。</p> <p>I-A. 政府の干渉なしに市場あるいは市場の一部における競争が利用者に利益を与えるようなところへは、また競争阻害の危険が最小限であるところへは遺物的規制の適用を抑制するような政策を策定し、国会よりすべての必要な法的権限を得る。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | () | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施時期：平成13年11月)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | <p>これまでも接続ルール等公正競争ルールの整備や外資規制の緩和・撤廃などの競争促進的な規制改革を実施しており、通信料金の低廉化など一定の効果をあげているところ。今般も電気通信分野における一層の公正競争を促進し、利用者利益の更なる向上を図る観点から、電気通信事業法等の一部を改正する法律を施行し、非対称規制を導入したところ。今後も施策の効果や市場の状況を注視し、必要に応じて規制改革、公正競争促進策を講じていく所存。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 競争的事業者への規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | I-F. 最初の免許取得については、詳細なコストの理由付け、財政計画（financial assumptions）、サービスの一般的範囲やネットワークの説明を超えたネットワーク計画情報を提供する義務を撤廃する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第9条等 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | （電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する）第一種電気通信事業を営もうとする者は、許可が必要となっている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 1 電気通信回線設備を設置する第一種電気通信事業は、国民生活や経済活動に不可欠な電気通信サービスの基盤（インフラ）となる公共的な事業であることから、安定的な役務提供やネットワークの安全・信頼性等を確保するため、最小限の規制は必要。 2 なお、ご指摘の「ネットワークの説明を超えたネットワーク計画情報」については、御指摘の趣旨が不明。事業許可においては、許可に係るネットワークに関する情報のみを添付。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 競争的事業者への規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | I-G. ネットワークの拡大については、すべての認可（approval）手続きを撤廃し、一般的な概要説明の通知義務を制限する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者の業務区域、電気通信設備の概要の変更には、軽微な変更を除き、変更の許可が必要。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - - c 業務区域拡大に係る変更許可制の届出化 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施予定時期：平成14年4月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 競争促進の観点から、業務区域の拡大に関しては、事業者の迅速な事業展開を可能とするため、業務区域の縮小や撤退の場合と区別して、「届出化」を進める予定。(電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令) | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 競争的事業者の規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | I-H. 第1種、第2種事業を併せて行っている会社については、統合された会社として境なしに事業を行えるように規制障壁を撤廃する（すなわち、顧客に対して第1種、第2種サービスを統合されたサービスとして提供できるようにすること）。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年9月） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 御指摘のように、第一種電気通信事業と第二種電気通信事業とを一体として提供することについては、従前より、全体を第一種電気通信事業として行うことにより、可能。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 競争的事業者への規制緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | 1-1. 事業者に対して、波長ベースのIRUを含むIRUを使用する第1種あるいは第2種事業者として操業できるようにする。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| 【波長ベースの提供について】 | | | |
| <p>1 我が国の制度においては、利用者保護の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の電気通信事業者の設備の損傷等を防止すること ・利用者の通信内容の漏えいを防止すること ・事故等の発生に備え、予備の通信設備や電源設備を確保すること <p>等を確保するため、電気通信設備を設置している者を適切に規律。</p> <p>2 波長ベースの提供形態は、単なる資材としてのケーブルそのものを使用させるのではなく、ケーブルと搬送装置等とを結合して、電気通信が可能な状態に有機的に構成した上で、電気通信を行う主体が支配・管理している状態で、当該電気通信設備を他人の通信の用に供するもの。</p> <p>3 したがって、このような提供形態においては、波長を発生させる装置を設置している者が、第一種電気通信事業の許可を受けることにより、利用者保護の観点からの規律に服しつつ、サービス提供が可能となるもの。</p> | | | |
| 【第二種電気通信事業者に対する芯線ベースの提供について】 | | | |
| <p>4 第二種電気通信事業は、第一種電気通信事業者が設置するネットワークを再販売するものであることから、技術基準への適合性の確保を求めない極めて簡素な規制。</p> <p>5 したがって、第二種電気通信事業者が、光ファイバをIRUで調達する場合、ネットワークの安全・信頼性に関し、責任を負う者がいなくなり、利用者保護を図ることが困難となるため、認められない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会への監査命令権限等の付与） | | |
| 意見・要望等の内容 | 潜在的な違反行為を行っている会社に対する実質的で独立した監査を命令することができる権限と財政的措置を紛争処理委員会に与える。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業紛争処理委員会令第11条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 仲裁委員は、仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する当該仲裁に係る事件に係りのある文書又は物件を提出させることができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置する。</p> | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| （説明） <p>電気通信事業紛争処理委員会は、文書・物件の提出を当事者に求めることができる等、既に事実関係把握のための十分な権限を有している。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 電気通信事業紛争処理委員会事務局 | | |

| | | | |
|---|---|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会への差し止めによる救済措置等を行う権限の付与） | | |
| 意見・要望等の内容 | 差し止めによる救済措置や罰金刑を伴う決定を執行する権限を紛争処理委員会に与える。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第88の13第1項、第4項、公示催告及び仲裁手続ニ関スル法律第802条、民事執行法第22条第6号 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 仲裁委員の行う仲裁判断は、執行判決を得ることにより強制執行の対象となる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - 電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置する。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 その他 |
| (説明) 仲裁判断の結果は、執行判決を得て強制執行され得るものであり、十分な担保手段が存在している。 | | | |
| 担当局課室等名 | 電気通信事業紛争処理委員会事務局 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 規制の独立性強化（電気通信事業紛争処理委員会の非公開審議の創設） | | |
| 意見・要望等の内容 | 委員が総務省やNTTの影響なしに決定を下せるような手続き（例えば、非公開審議（closed deliberations））を設ける。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業紛争処理委員会令第13条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 斡旋委員の行う斡旋及び仲裁委員の行う仲裁の手続は、公開しない。ただし、斡旋委員又は仲裁委員は、相当と認める者に傍聴を許すことができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - 電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置する。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| 委員会の行う斡旋・仲裁の手続は、電気通信事業紛争処理委員会令第13条の規定に基づき原則非公開で行われる。 | | | |
| 担当局課室等名 | 電気通信事業紛争処理委員会事務局 | | |

| | | | | |
|-------------------------------------|--|--|-------------|------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 | |
| 項目 | 規制の独立性強化（委員会の決定の公表） | | | |
| 意見・要望等の内容 | 委員会の決定やそれらの決定の根拠の公表を義務付ける。 | | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 該当なし | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>電気通信事業者間の紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、接続等に係る紛争のあっせんなどを行う機関として、両議院の同意を得て総務大臣が任命する委員から構成され、通常の許認可部門から組織的に独立した「電気通信事業紛争処理委員会」（国家行政組織法第8条に基づく機関）を設置する。</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p> | <p>措置困難</p> | <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>委員会決定は既に公開されている。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 電気通信事業紛争処理委員会事務局 | | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 支配的事業者及び競争上の安全策 | | |
| 意見・要望等の内容 | リモート・ターミナルや光ファイバーケーブルなどの先進施設のアンバンドル化。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の4に規定する他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続個所における技術的条件、また、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。</p> <p>リモート・ターミナルについては、平成13年7月、NTT東日本・西日本に対し行政指導を行った。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ - - c</p> <p>光ファイバー設備のアンバンドル化については、端末系端末系伝送路設備中継伝送路設備の各々について、伝送装置を介さないアンバンドルされた形態での接続を確保するための措置を講ずる。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成13年4月)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>1) 端末系と中継系のダークファイバの接続料、2) ダークファイバと接続する際の技術的条件、3) ファイバの材質や空き状況等を含めた光ファイバの設備との接続に要する情報開示を競争事業者がNTT東日本・西日本より受ける手続を、NTT東日本・西日本の接続約款に記載すべきことを平成13年4月に省令を改正し、同年8月までに関連のNTT東日本・西日本の接続約款の認可を行った。</p> <p>RTにおけるコロケーションについては、『IT時代の接続ルールの在り方について』(平成13年7月19日情報通信審議会答申)において、「RT収容施設へのコロケーションに関する実態調査」を行うよう提言されており、これを受けて同月に行政指導を行った。これを受けて、同年9月にNTT東日本・西日本より、RT収容施設には、ボックスタイプとキャビネットタイプの2種類があること、そのうちボックスタイプについては、具体的な装置の仕様・条件に基づきコロケーションの可否を判断していくこと、キャビネットタイプはその構造上コロケーションは困難であるが、事業者から具体的な要望があれば、接続の実現方法について個別に検討を行うことが報告されている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 支配的事業者及び競争上の安全策 | | |
| 意見・要望等の内容 | 相互接続のためのオペレーション・サポート・システム（OSS）への非差別的なアクセス及びアンバンドル化されたネットワーク要素へのアクセス | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | なし | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>【規制改革推進3か年計画（改定）】</p> <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>インターネット関連サービスを提供する際に必要な東・西NTTの業務支援システム（OSS）の開放について、開放すべき項目について、個人情報の保護や費用負担の在り方等の観点から検討を行う。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年夏頃）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>OSSの開放については、「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方について第二次答申（平成14年2月13日情報通信審議会答申）」において、当事者間で具体的な需要を明らかにすること、効率的競争中立的なコスト負担のルール作りをすること、開示すべき対象となる情報の精査及び範囲、個人情報保護への配慮について検討することとされており、平成14年2月21日「IT時代の接続ルールに関する研究会」を立ち上げ、検討を行っているところである。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 市場支配的な事業者に対する約款提出義務と価格設定濫用の評価手段 | | |
| 意見・要望等の内容 | 市場支配的な電気通信事業者に対して、約款提出義務を課すべき。 また、米国にあるインプテーション・テストのように、価格設定濫用の有無を評価する手段を策定すべき。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、3 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の契約約款及び接続約款については、総務大臣が認可することとされている。 また、第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、接続約款の作成・届出・公表の義務が課せられるとともに、契約約款を総務大臣へ届け出ることとされている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - 市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により上記の制度を整備済。</p> <p>また、現在既にNTT東日本・西日本に対し、毎年度の接続料再計算の算定の際に利用者料金と接続料との関係について総務省に報告を行うよう行政指導を行っており、最近では平成13年11月の平成13年度接続料等の改定の認可申請の際にNTT東日本・西日本より報告が行われている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課、料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 支配的事業者規制および競争確保のための措置 | | |
| 意見・要望等の内容 | 発信サービスの差別的価格設定（例えばテレホーダイ）を排除するガイドライン | | |
| 関係法令 | 電気通信分野における競争促進に関する指針 | 共管 | 公正取引委員会 |
| 制度の概要 | <p>「電気通信分野における競争促進に関する指針」では、料金変更命令が発動される料金として、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害する料金を設定すること」等の例に該当し得るものを示している。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：13年11月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>上記指針において、「他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害する料金を設定すること」として「市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと」を例示している。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 支配的事業者規制及び競争確保のための措置（無線着信料金） | | |
| 意見・要望等の内容 | 無線着信料金がコストベースであることを保証する手段 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出ることとなっている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 利用者料金をどの事業者が設定するかについては、事業者間の協議によって決められており、料金については、実施前に総務大臣に届け出ることとなっている。届け出られた料金が、算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるときは、総務大臣は料金変更命令を行うことができる。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 市場支配力を有する事業者の付加価値サービス提供に際しての関係分離要件の導入 | | |
| 意見・要望等の内容 | 例えば東・西NTTがインターネットサービス市場に参入する場合のように、市場支配力を有する事業者が付加価値サービスを提供する場合には、その市場支配的な地位の濫用を防止するために、子会社分離要件を導入すべき。 | | |
| 関係法令 | 日本電信電話株式会社等に関する法律 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 東・西日本電信電話株式会社は、地域電気通信業務の円滑な遂行と電気通信事業の公正な競争の確保へ支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| 平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)により上記の制度を整備済みであるが、この中で、分離子会社であることは認可の要件とはしていない。 なお、当該認可にあたっては、東・西NTTによる市場支配力の濫用を防止する観点等から、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められること等をその要件としており、その具体的な運用方針をガイドラインとして昨年12月公表したところであり、まずは、新たに導入された当該制度の厳正な運用を図ることが重要である。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 市場支配力を有する事業者に対する特別な会計・報告ルールの導入 | | |
| 意見・要望等の内容 | 市場支配力を有する事業者が、規制を受けていないサービスを補填するために、規制を受けているサービスからの収入を利用することがないように、会計上及び報告上の義務付けをすべき（例えば、関係会社との分離取引ルール） | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 市場支配的な電気通信事業者については、電気通信役務に関する収支の状況その他その会計に関する公表義務が課せられている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - イ - 市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)により措置済。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 報告義務を含めた競争関係実施測定基準の設定及び基準不履行への金銭的罰則 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>支配的支配力を有する事業者が、ネットワーク・施設・サービスの提供及び修理・保守に関して、自分自身或いはその関係会社以外の他の事業者に対して差別的な取扱いをしないような基準を設けるべき。また、その基準の不履行に対しては、金銭的罰則により対処すべき。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>市場支配的な電気通信事業者については、特定の電気通信事業者への電気通信業務についての不当に優先的又は不利な取扱い等が禁止されると共に、第一種（地域固定系）指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者については、接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用、情報提供、業務の受託等について特定関係事業者と比べて他の電気通信事業者を不利に取扱うことが禁止されている。</p> <p>市場支配的な電気通信事業者がこれらの禁止規定に違反する行為を行った場合、行為の停止・変更命令の対象となり、さらに当該命令に違反した場合、200万円以下の罰金に処されることとされている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施時期：平成13年11月)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）により措置済。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 相互接続（ISDN回線上の発信、着信に課している接続料金の廃止） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>2001年度、米国は日本が「規制緩和と競争政策における強化されたイニシアティブ」の下の第3回共同報告に含まれている措置に沿う形で料金の引き下げを行う相互接続に関する改正省令を履行することを期待する。</p> <p>・NTTは、ISDN回線上の発信、着信に課している接続料金の廃止を保証する。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則 附則第9条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、認可された接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、G C、Z Cの接続料について平成14年4月1日までの期間で段階的に実施することができる。</p> <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、その経営に及ぼす影響を緩和するため必要がある場合には、総務大臣の許可を受けて、I S Mの接続料について平成14年4月1日までの期間で段階的に廃止することができる。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成12年11月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>平成12年11月の接続料規則の施行を受け、平成12年12月、平成12年度から平成14年度にかけて、G C、Z Cの接続料については段階的に実施するという認可申請がNTT東日本・西日本より行われ、平成13年2月にこれを認可した。これは、「規制緩和と競争政策における強化されたイニシアティブ」の下の第3回共同報告の内容に合致するものである。</p> <p>また、I S Mの接続料についても、平成12年度から平成14年度にかけて、段階的に廃止する旨G C、Z Cの接続料と同時に申請され、同様に認可された。これにより、平成14年度にI S Mの接続料は廃止されることとなる。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 相互接続（ノン・トラフィック・センシティブ・コスト） | | |
| 意見・要望等の内容 | 利用ベースの接続料金からノン・トラフィック・センシティブ・コストを取り除く。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 現行の指定電気通信設備との接続料は、電気通信事業法第38条の2に基づき能率的な経営の下における適正な原価を算定する方法（長期増分費用方式）により算定された原価に照らし公正妥当なものとして認可されている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| <p>(説明)</p> <p>現行の長期増分費用モデルでは、NTS/TSコストについて、時間的制約から具体的な峻別は行っていなかったが、電気通信審議会答申(2000年2月)等において、今後の検討課題と指摘されている。</p> <p>長期増分費用モデル研究会においては、現行モデルの見直しにあたり、前記答申等の指摘を踏まえ、NTS/TSコストの峻別が可能となるロジック等を追加した見直しモデルを平成14年3月に公表した。</p> <p>なお、コスト回収方法については同年3月27日情報通信審議会に諮問し、同審議会において審議されることとなっている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 相互接続（割増料金等） | | |
| 意見・要望等の内容 | NTTの地域会社が申し込みの6カ月以内に接続を提供するよう義務付け、そうしない場合は罰金を課すようにする。また、大きなネットワークの修正の必要がない限りは、「割増料金」をとらない。また、改造費の明細を項目別に出して、これを独立して点検できるようにすることを義務付ける。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第23条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の申請する接続約款に接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間が適正かつ明確に定められているときには、認可をしなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>既に、NTT東日本・西日本の接続約款において、標準的接続期間は、網改造を要しない場合は6ヶ月と規定されている。また、接続約款には「割増料金」に関する規定は存在せず、現行約款を前提とする限り当該「割増料金」の支払いの必要はない。</p> <p>また、網改造料の算定根拠は接続約款で明確にされている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 接続料（相互接続における利用者料金の設定） | | |
| 意見・要望等の内容 | NTTドコモのネットワークに着信する通話料金について、競合事業者がその契約者への小売料金を設定できる権利を保証する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出ることとなっている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年11月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 利用者料金の設定をどの事業者が行うかは、事業者間の協議によって決定される事項である。料金設定をどの事業者が行うかについて合意が得られないために相互接続協定が締結できない場合には、総務大臣への裁定あるいは電気通信事業紛争処理委員会へのあっせん等を申請することができる。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（NTTが保有する電柱等へのアクセスの義務化等） | | |
| 意見・要望等の内容 | 米国政府は、日本が、NTTが保有し又は管理するすべての電柱、かん路、とう道、屋内配線及び線路敷設権に対し、NTTが透明、公平で、タイムリーかつコストベースのアクセスを提供することを義務付ける統一された規則を2001年中に作り、2001年度中に日本政府全体として実施することを提言する。そのような規則は以下を措置する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第73条等 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路等を設置するために、他人の土地等を使用することができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - ア - - a - (a) -) 第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施時期：平成13年4月) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) | | | |
| <p>総務省は、第一種電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進するため、電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者が保有する電柱・管路等使用に関する公平、非差別、透明なルールを規定した「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定し、アクセス拒否の事由等が明確に規定されている。ガイドラインは2001年4月1日から運用が開始された。</p> <p>また、線路敷設権に関する紛争に適用される紛争処理手続を強化するため、1)道路管理者等との調整手続、及び2)総務大臣が裁定等を行う際には電気通信事業紛争処理委員会への諮問・答申を経ることとする手続を新たに導入する電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)が昨年11月に施行されたところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（利用条件のコストベース化等） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>V-B. アクセス、工事及び利用の料金、条件は、他の事業者とNTT自身のサービスとの間で、適正、コスト・ベース、非差別的であることを確保する。総務省は契約が公平であることを確保するために料金の計算方法の公表を義務付けることを検討する。</p> <p>V-C. 調査や設備改修のコストや負担の分担に関する明確なルールを作る。</p> <p>V-E. 競争事業者がNTTの施設内に競争事業者自身の設備（自身のあるいはリースした光ファイバーケーブルを含む）を敷設し、保守することを許可する。</p> <p>V-F. これらの要件は迅速な苦情処理手続きを条件とすることを保証する。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第73条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路等を設置するために、他人の土地等を使用することができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - ア - - a - (a) -)</p> <p>第一種電気通信事業者が他の公益事業者の電柱・管路等を使用する際のガイドラインを策定する。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>NTT東西の通信用建物から工事可能な最も近いマンホールまでの間の管路・とう道については、その利用が指定電気通信設備との接続に不可欠であり、現在開放の義務を課している。</p> <p>なお、負担額については、11月8日にNTT東日本・西日本より行われた実際費用方式に基づく平成13年度の接続料の認可の申請において算定根拠を提出している。</p> <p>おって、電気通信事業者間の接続等に係る紛争の迅速、公正かつ効率的な処理を図るため、平成13年11月に総務省に電気通信事業紛争処理委員会が設置されたところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 線路敷設権と既存事業者設備へのアクセス（相互接続義務の拡大） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>2001年末までの優先措置として、米国政府は、日本政府が以下の措置をとることを提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省が課している相互接続の義務を、NTTのネットワークの特定部分（すなわち、交換機から一番近いマンホールまで）からファイバー・ループや利用者の家屋へつながっている、管路及びとう道を含めたその他ボトルネック施設まで拡大する。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第23条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の申請する接続約款に他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物、管路及びとう道設置する場合の事項及び屋内配線の利用に関する事項が適正かつ明確に定められているときには、認可をしなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成9年11月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>通信用建物から工事可能な最も近いマンホールまでの間の管路・とう道については、その利用が指定電気通信設備との接続に不可欠なボトルネック施設であり、現在開放の義務を既に課している。負担額については、平成13年11月8日にNTT東日本・西日本より行われた実際費用方式に基づく平成13年度の接続料の認可の申請において算定根拠を提出している。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | | |
|---|--|---|-------------|------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国、関西経済連合会 | |
| 項目 | 線路敷設権と既存事業設備へのアクセス（光ファイバーケーブルの敷設に係る離隔距離制限の緩和） | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>競合事業者にケーブルのための電柱の有効利用を禁止している「30センチメートル」ルールを廃止する。</p> <p>光ファイバーケーブルの敷設に係る離隔距離制限（30cmルール）を緩和して欲しい。</p> | | | |
| 関係法令 | 有線電気通信設備令第9条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>通信用架空電線の離隔距離については、工事や保守を行う時の作業性を確保し、架空電線同士の接触等による損傷を予防する観点から30cmの離隔距離を設定している。</p> <p>現行制度上、新規事業者がこの離隔距離30cm以下で通信ケーブルを設置するには、先に添架した他の通信事業者の承諾を得ることが必要となっている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施時期：平成13年12月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> | <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>既設設備に損傷を与えないなど、客観的要件を満たせば、30cm以下で添架を可能とするよう当該政令等を改正済み。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課 | | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 再販・アンバンドリング（全ての卸売サービス製品の卸売料金での提供の義務化） | | |
| 意見・要望等の内容 | 独占されている全ての卸売サービス製品（専用線、番号案内等）に関して、NTTに約款ベースの卸売料金で提供することを義務付ける。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年11月） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 専用線について、事業者向け割引料金（キャリアズ・レート）を端末間伝送等機能としてNTT東日本・西日本の接続約款に記載するよう平成12年11月に省令の制定を行い、NTT東日本・西日本から申請のあった接続約款の変更について、平成13年1月31日に認可した。 電話番号案内については、接続約款の最初の設定時より事業者向けの料金（接続料）が記載され、競争事業者に提供されている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--------------|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 再販・アンバンドリング（長期増分費用方式でのアクセス提供の義務化） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>NTTに長期増分費用方式(LRIC)価格で以下の競争が不十分な部分へのアクセス提供を義務付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信事業者の保有する高容量回線、構成要素(sub-loops)、ダーク・ファイバ及び屋内配線加入者回線 ダークファイバを含む中継伝送設備あるいは伝送 アンバンドルされた回線、多重化装置・集線装置、専用伝送路を組み合わせることを含むエンハンスド・エクステンデッド・リンク(EEL) 競合事業者が経済的に実行可能な全ての委任サービス（緊急サービス、番号案内等） | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の4に規定する他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続個所における技術的条件、また、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | <p>アンバンドルされた機能毎の接続料の設定については、これまで対象の拡大を行ってきており、現在のところ競争事業者の要望はすべて満たされていると考えている。なお、長期増分費用方式については、長期増分費用モデル研究会においてモデル見直し作業が行われ、平成14年3月8日に報告書を公表した。これを踏まえて、情報通信審議会において、長期増分費用方式の適用範囲について、審議されることとなっている。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--------------|--|-----------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | コロケーション | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>V-A. NTTに対し、競争事業者がアクセスする権利のある、NTTが管理する設備についてのすべての必要な情報をタイムリーに入手可能にし、他の事業者がこれらの設備を検査する()ことを許可するよう義務付ける。</p> <p>V-D. 調査、工事、敷設は特定の時間枠の中で非差別的に行われることを義務付ける。</p> <p>DSLやその他の高速データサービスのサービス拡大を促進するため、米国政府は総務省がNTTが以下の措置をとるよう保証することを提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTのグループ会社と同額の料金を競合事業者に課す。 ・ 料金の根拠を規制当局及び全ての関係事業者に示す。 ・ 申し込みを受けた日から決められた期間内に工事を開始する。 ・ 他の事業者にその設備を自ら保守することを認める。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、電気通信事業法施行規則第23条の4 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の申請する接続約款に他事業者が接続に必要な装置を第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の建物、管路及びとう道設置する場合の条件が適正かつ明確に定められているときには、認可をしなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| | (実施時期：平成12年10月) | | |
| (説明) | <p>総務省は、NTT東日本・西日本の接続約款に以下の各事項を記載するよう平成12年9月に省令の改正を行い(平成12年10月に施行)、関連する接続約款の改正を平成12年末までに認可した。</p> <p>具体的な接続約款の変更内容は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) コロケートされている施設の工事や保守を迅速に行うことを接続事業者に許容する手続き (2) 接続事業者がNTT東日本・西日本の建物内にコロケートされている自らの装置への24時間アクセスを提供するために必要な手続き (3) コロケーションの請求に対する回答及びコロケーションのための工事のNTT東日本・西日本の標準期間 (4) コロケーションに利用可能な空間に関する情報開示手続き (5) コロケーションのための空間が利用可能である空き場所がないという回答があった場合にこれを確認するためにNTT東日本・西日本の建物に立ち入る手続き <p>といったものである。</p> <p>NTT東日本・西日本のグループ会社とその他の事業者間においては、接続約款に規定された料金が同等に適用されている。</p> <p>また、コロケーションの料金の算定方法については、「建物、管路及びとう道の場所に関して他事業者が負担すべき正味固定資産価額を基礎として接続料の原価の算定方法に準じて計算される金額」を接続約款に記載すべきことが電気通信事業法施行規則第23条の4第2項二に規定されており、平成13年11月にNTT東日本・西日本より当該料金の改定の認可申請が行われたところであり、その際、算定根拠が示されている。</p> <p>なお、接続事業者に自らその設備の保守をすることができることについても、同時期に認可した当該接続約款に記載している。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--------------|---|--|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 透明性（規制措置に関する透明度とアクセス性の向上） | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>規制措置に関する透明度とアクセス性の向上のため、情報通信六法の電子版をホームページに掲載する。また、パブリックコメントの電子メールでの提出やNTT東西との全ての事業者の相互接続合意を含め、すべてのコメント、約款、免許及びその他の公的情報にオンラインでアクセスできるようにする。提案された規則に対するコメントの提出には少なくとも30日間、可能であれば最大60日間の期間を与える。</p> | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令の電子版は総務省のホームページにおいて「法令データ提供システム」を用いて既に入手可能となっている。（http://www.e-gov.go.jp/） ・パブリックコメントの提出は「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づき、電子メール又は電磁的媒体を用いた提出方法を認めている。また、意見申出の結果は総務省のホームページにおいて公表している。（http://www.soumu.go.jp/comment/index.html） ・パブリックコメントの期間は、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（同）に基づき、意見の提出に必要と判断される時間等を個々の事案毎に勘案し、1か月程度を目安として期間を設定している。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> <p>）</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| （説明） | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局総務課 | | |

| | | | |
|--|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | ユニバーサルサービス | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>生じたコストやNTTが暗に受ける利益（implicit benefits）に関するさらなる詳細な分析を基に、日本が基本的音声サービスへのユニバーサル・サービス補助金プログラムの必要性をより徹底的に検証することを提言する。もし基本的音声サービスへのユニバーサル・サービス補助金プログラムが完全に正当化された場合、米国政府は以下の事項を提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県単位で、コストが基本的音声サービス提供をLRICで算定した価格を大きく超えた場合のみ補助金を利用可能とする。 既存事業者のコストはその既存性、全国における存在性により優位（営業優位性、また、利益性のあるオプションサービスのためのプラットフォームを管理していること等）である分を差し引く。 NTT東西の6000万もの加入者から既に徴収されている一回線7万2,000円の設置負担金は、分析の基礎を形成するネットワークコストから差し引く。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第72条の5から第72条の16まで | 共管 | なし |
| 制度の概要 | ユニバーサルサービス基金制度を導入することとしたもの（平成14年6月施行予定） | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年6月）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルサービスの純費用算定方式については、情報通信審議会のIT特別部会第二次答申を踏まえ省令で規定していくこととしている。 第二次答申によれば、基金制度の導入以降、相殺型の収入費用方式を当面採用することとし、速やかにベンチマーク方式に移行することが適当と考えられ、制度発足後の制度レビュー（概ね2年後を予定）を行う際、当該時点において複数年の関連データが存在していることを踏まえ、デュープロセスを確保しつつ、ベンチマーク方式への移行について検討する必要があるとしており、ユニバーサルサービスの提供による便益については、基金制度の導入当初の段階において採用する収入費用方式（相殺型）において、純費用の算定に際し、不採算地域はもとより採算地域においても費用から収入を差し引くものであり、これにより既に基礎的電気通信役務を提供することによる便益は考慮されているとしている。 また、ユニバーサルサービスに係る省令等において、施設設置負担金に相当する部分は、ユニバーサルサービスに係る純費用の算定根拠から除外している。 なお、純費用の算定方式等を規定した省令案については、平成14年3月27日にパブリックコメント募集を実施したところである。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|--|---|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 国際インターネットサービス政策（ICAIIS（インターネット国際回線費用負担）） | | |
| 意見・要望等の内容 | 米国政府は、総務省が経済産業省とともに、バックホール・コスト及び地域通信サービスプロバイダーの選択制限などの国内入力情報がユーザーコストを高めている、特に独占的環境における主要なボトルネックを明確にすることで、インターネットの課金整備をいかに国際的な競争強化にゆだねるかの分析を、主導的に進めていくことを提言する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| （説明） 提言の内容が不明で回答不能。なお電気通信分野の本案件については、総務省が専管であるので、経済産業省は共管ではなく無関係。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 法的枠組みの設立及び強化（インターネットサービスプロバイダー等の責任ルールの整備） | | |
| 意見・要望等の内容 | インターネットサービスプロバイダー、ウェブホスティング会社、権利保有者及び小委者の利益のバランスを適切に配慮したサービスプロバイダーの法的責任に関する明確なルールを制定し、施行する。 | | |
| 関係法令 | 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | これまでプロバイダーの法的責任に関する明確なルールはなかった。 | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - ウ - インターネット上の情報流通に関し、ウェブページ等への情報掲載による他人の権利利益の侵害にプロバイダー等が迅速かつ適切な対応が行えるよう責任を明確化するため、必要なルールの整備を行う。 | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成14年5月中) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (説明) 平成13年11月22日、特定電気通信（ウェブページ等）によって他人の権利を侵害する情報の流通があった場合に、特定電気通信役務提供者（プロバイダ等）が損害賠償責任を負わない場合を定めるとともに、情報の流通によって権利を侵害されたとする者が特定電気通信役務提供者に対して、当該情報の発信者情報の開示を請求することができるための規定を定める「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が成立し、同月30日に公布された。 同法律は、公布後6か月以内の政令で定める日から施行することとされており、平成14年5月中に施行される予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課電気通信利用環境整備室 | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関連 | 意見・要望提出者 | 米国政府 |
| 項目 | 電子商取引の促進（電子署名） | | |
| 意見・要望等の内容 | 電子署名法の実施に当たり中立的な技術の利用、政府の許認可が不要であることを要望するとともに、電子認証形態の選択自由及び証拠能力、事業者間取引上の電子認証手段の選択自由及び法的効果について確認を求める。 | | |
| 関係法令 | 電子署名及び認証業務に関する法律 | 共管 | 法務省、経済産業省 |
| 制度の概要 | 電子署名が行われた電磁的記録の真正な成立の推定、電子署名の認証業務に対する任意的な認定制度の導入等を規定した『電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という）』が平成13年4月1日より施行されたところ。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成13年4月） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 電子署名法では、特定の技術に依らない技術的中立性に配慮しており、民民間の契約に用いる認証技術については当事者間に委ねられ何ら規制は存在しない。そして、電子署名が付された電磁的記録は証拠として法廷に提出することが可能である。我が国では、契約の成立に関する一般的な方式要件は存しないので、契約の効力と用いられる電子認証技術の種類は関係がない。 | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 情報流通振興課 | | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 電子政府の促進 | | |
| 意見・要望等の内容 | 教育目的のIT関連製品やサービスを含むIT調達において、中央政府レベルのみならず、県や地方自治体などでも解放的で透明度の高い競争を促進する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>「日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達に関する措置について」（平成4.1.20 アクション・プログラム実行推進委員会）において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するための措置を実施するとされている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>ア. 「改革工程表」（平成13年9月21日経済財政諮問会議）（IT分野 -（2））「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p> <p>イ. 「e-japan 重点計画、e-japan2002プログラムの加速・前倒し（IT関連構造改革工程表）」（平成13年11月7日IT戦略本部報告）（4 -（1））「情報システムに係る政府調達制度の見直し（ソフトウェア開発プロセス改善・評価指標の導入等）を図る。」</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年度中）</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>（説明）</p> <p>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成14年3月28日、情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）に基づき、2002年度から、極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図ることとしている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総務省行政管理局行政情報システム企画課、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、財務省主計局法規課、文部科学省大臣官房国際課 | | |

| | | | |
|--|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | 電子政府の促進 | | |
| 意見・要望等の内容 | 教育目的のIT関連商品やサービスを含むIT調達において、中央政府レベルのみならず、県や地方自治体などでも開放的で透明度の高い競争を促進する。 | | |
| 関係法令 | | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| (実施(予定)時期：平成15年度まで) | | | |
| 中央政府の「情報システムに係る政府調達府省連絡会議」の方向性を踏まえ、地方公共団体の調達についても、検討を行い、適切な対応を講じる予定。 | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局地域情報政策室 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国政府 |
| 項目 | 電子政府の促進 | | |
| 意見・要望等の内容 | 公共事業を含む調達において、入札者と調達機関の活動がオンラインで行われることを促進する。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ - - c - (a)</p> <p>各府省がホームページで提供する調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を平成13年度に開始するとともに、インターネット技術を活用した電子入札・開札の平成15年度までの導入に向けて取り組む。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：平成15年度)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>各府省がホームページで提供する入札公告等の調達情報を収集する政府調達情報の統合データベースシステムを構築し、平成13年6月から運用を開始した。</p> <p>電子入札・開札システムを平成15年度に導入することとし、政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議において統一仕様を作成。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 郵政企画管理局 経理課 | | |

| | | | |
|---|---|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | ネットワークセキュリティー（インターネットの統合性を保全するための国際的な協力に関する問題で協調をはかる。） | | |
| 意見・要望等の内容 | 1992年の経済開発機構(OECD)の情報システムのセキュリティーに関するガイドラインの見直しを、共同で行うことができる。 | | |
| 関係法令 | | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 1992年、OECDは各国における情報セキュリティーの安全のための枠組み作りに資するため、「OECD 情報システムセキュリティーガイドライン」を採択した。同ガイドラインについては、5年ごとに見直し作業を行うことが決められており、2002年が見直しの年にあたっている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 その他 |
| （説明） 昨年10月、OECD科学技術産業局のICCP委員会の下部WPであるISP作業部会において、専門家会合（Expert Group）を設置し、この見直しの作業を行うことが決定された。 米国は、第一回目の専門家会合をワシントンに招聘、12月12日及び13日に開催しているが、我が国は同会合に代表団を派遣しており、今後とも積極的に議論に参加したいと考えている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局国際部国際経済課 | | |

| | | | |
|--------------|---|-----------------------------|-----------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 米国 |
| 項目 | ネットワークセキュリティー（インターネットの統合性を保全するための国際的な協力に関する問題で協調をはかる。） | | |
| 意見・要望等の内容 | 法律の執行や国家安全保障にとって重要な手段である欧州評議会「サイバー犯罪条約」を日本が支持することを強く要請する。 | | |
| 関係法令 | 欧州評議会「サイバー犯罪に関する条約」 | 共管 | 外務、法務、経産、警察、内閣官房（個人情報保護担当室） |
| 制度の概要 | <p>欧州評議会「サイバー犯罪に関する条約」は、サイバー犯罪からの社会の保護を目的として、サイバー犯罪の深化・蔓延に効果的かつ迅速に対処するために国際的協力を行い、共通の刑事政策を採択することを目指し、策定されたもの。</p> <p>同条約については、欧州評議会加盟各国に加え、我が国、米、加等もオブザーバーとして策定交渉に参加してきた。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| | (実施時期：平成13年11月) | | |
| (説明) | 同条約については、平成13年11月に開催された署名式に参加し、署名を行った。締結については、現在政府部内で検討中。 | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課電気通信利用環境整備室 | | |

| | | | |
|--------------|--|--|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | E U |
| 項目 | 支配的事業者の指定及び市場の定義の作業の分業化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>支配的事業者の指定はすべてのサービス市場で技術的に中立に行われるようにすべき。市場参入条件への影響の有無を基準とし、事前に設定する一つの基準に基づくべきではない。共同支配の概念も、現在は改正電気通信事業法に含まれていないが、考慮されるべき。支配的事業者の指定及び市場の定義の作業はそれぞれ、規制当局たる総務省と、競争当局たる公正取引委員会が行うべきである。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>市場支配的な電気通信事業者については、次の2類型が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者 ・ 第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者であって、収益ベースの市場シェアが25%を超え、当該シェアの推移その他の事情を勘案して総務大臣が指定したもの | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| (説明) | <p>異なる特性を有する市場において、画一的な規制を課すことは適当でなく、市場支配的な電気通信事業者の指定に当たっては、個々の市場の特性を踏まえて判断し、公正競争を確保する上で必要な規律を課すことが必要である。</p> <p>また、「共同支配」については、我が国においても、移動通信分野においては複数の電気通信事業者を市場支配的な電気通信事業者として指定する可能性を排除しているものではない。</p> <p>市場支配的な電気通信事業者の指定については、電気通信事業法において、総務大臣が指定するものとされている。</p> <p>公正取引委員会は、個々の市場の特性を踏まえ、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれのある行為について独占禁止法の規定に基づいて、当該行為の排除等厳正に対処することとしている。</p> | | |
| 担当局課室等名 | <p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p> | | |

| | | | |
|--------------|--|--|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | EU |
| 項目 | 反競争的行為や所有顧客情報悪用の防止の徹底、指針の明確化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>略奪的価格や、独占事業者と準独占事業者の競争市場活動への相互扶助、差別的行為のような反競争的行為や所有顧客情報の悪用の防止に特に重点を置くべき。全ての指定事業者に、反競争的行為を防止する事前対策を原則的にまた体系的に適用すべきである。</p> <p>非対称規制の原則と矛盾することなく、非支配的事業者による反競争的行為は、競争当局によって事後的に介入されるべき。</p> <p>独占禁止法と総務省の指針の総合的な位置付けを、特に被害事業者がどのように活用できるかについて、明確にすべき。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法、独占禁止法 | 共管 | 総務省、公正取引委員会 |
| 制度の概要 | <p>電気通信事業法においては、市場支配的な電気通信事業者を対象として、(1)接続により得られた情報の目的外利用・提供、(2)不当に優先的又は不利な特定の電気通信事業者の取扱い、(3)製造・販売業者等への不当な規律・干渉の3つの反競争的行為を予め禁止し、それらに違反する行為が発生した場合には速やかに是正し得る措置（停止・変更命令制度）を整備している。また、市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者による反競争的行為については、業務改善命令等の事後的な是正措置を整備している。</p> <p>独占禁止法においては、事業者一般を対象として、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合等の反競争的行為を禁止し、これら行為を排除する措置を整備している。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>市場支配力を有する電気通信事業者の反競争的行為を防止、除去するための規制を導入する。</p> <p>- 1 - (3) - イ -</p> <p>電気通信事業分野における制度改革の進ちょく状況を踏まえつつ、電気通信サービスを行うに当たって不可欠な設備等に係る合理的な理由のない取引拒絶による新規参入の阻止など、独占禁止法上問題となる具体的事例を示した独占禁止法上の指針を平成13年中に取りまとめ、公表する。</p> | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：13年11月)</p> | <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | |
| (説明) | <p>市場支配的な電気通信事業者が行う反競争的行為を禁止するため、平成13年11月に施行された電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、上記前段の制度を整備済。</p> <p>また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成13年11月 公正取引委員会・総務省）において、独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為等を具体的に明確化している。</p> <p>被害事業者の本指針の活用方法に関しては、公正取引委員会への報告、総務大臣への意見申出等に係る手続やその窓口、両法の運用の整合性を図る観点からの公正取引委員会と総務省の連携等について、同指針において明記している。</p> | | |
| 担当局課室等名 | <p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課</p> <p>公正取引委員会事務総局経済取引局調整課</p> | | |

| | | | |
|---|--|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | EU |
| 項目 | ローカルループのアンバンドル | | |
| 意見・要望等の内容 | 全ての指定事業者は、常時接続及び必要に応じULL（市内網のアンバンドリング）に関して、明確な基準相互接続のオファーを設定すべきである。基準相互接続と個別価格化アクセス提案は公表され、総務省の規制監視の対象であるべきである。個別価格化アクセス提案は“回線共有”を含むべきである。価格は原価に基づき、原価の計算はLRIC計算法に基づくべきである。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第38条の2、接続料規則第4条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、電気通信事業法施行規則第23条の4に規定する他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な標準的な接続個所における技術的条件、また、接続料規則第4条に規定する機能ごとに接続料を定めなければならない。</p> <p>総務大臣は、能率的な経営の下における適正な原価により算定された接続料が公正妥当なものであるときには、認可をしなければならない。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施時期：平成12年12月） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） ローカルループのアンバンドルについては、メタル回線については平成12年9月の電気通信事業法施行規則の改正により規定されているところであり、その設定すべき接続料においてはラインシェアリングの接続料も含まれている。 この省令改正を受け、平成12年12月にNTT東日本・西日本の接続約款を認可したところ。 また、光ファイバについては、平成13年4月に省令を改正し、同年8月にNTT東日本・西日本の接続約款を認可している。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|-----|----------|-----|------|-----|-----|----------------|--|--|------|-----------|--|--|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | EU | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | ユニバーサルサービス | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見・要望等の内容 | ユニバーサルサービス規定は、GATS/WTO規定で義務付けられているように、特に透明性、非規制、競争的に中立の原則を実現すべきである。ユニバーサルサービスの範囲は社会的結束を促すために競争が普遍性につながるよう、狭く定義すべきである。ユニバーサルサービスの提供の利益（ネットワーク外部性）は、費用の計算に十分考慮されるべきである。ユニバーサルサービスの仕組みにおいては、基金を第三国の顧客から得ることを避けるべきである。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第72条の5から第72条の16まで | 共管 | なし | | | | | | | | | | | | |
| 制度の概要 | ユニバーサルサービス基金制度を導入することとしたもの。（平成14年6月施行予定） | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 対応の状況 | <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施（予定）時期：平成14年6月）</p> | | | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 | | | | | | | | | | | | |
| 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | | | | | | | | | | | | | |
| 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>（説明）</p> <p>我が国で採用される基金方式は、広く欧米でも採用されているところであり、透明性、非規制、競争的に中立の原則を実現している。また、ユニバーサルサービスの対象範囲については、必要最小限の範囲とすることを考慮して、加入電話サービス、公衆電話サービス及び緊急通報サービスと省令で規定する予定。ユニバーサルサービスの純費用算定方式については、情報通信審議会のIT特別部会第二次答申を踏まえ省令で規定していくこととしている。なお、第二次答申によれば、ユニバーサルサービスの提供による便益については、基金制度の導入当初の段階において採用する収入費用方式（相殺型）において、純費用の算定に際し、不採算地域はもとより採算地域においても費用から収入を差し引くものであり、これにより既に基礎的電気通信役務を提供することによる便益は考慮されているとしている。また、負担金は事業者から徴収することとしており、第三国を含めて利用者から直接徴収するものではない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|--|-----------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | EU |
| 項目 | 線路敷設権に関する規制の速やかな採択 | | |
| 意見・要望等の内容 | 線路敷設権：EUは、非対称規制と矛盾すること無く、電気通信サービス実施指定事業者の所有するダクト、電柱、線渠へのアクセス等、設備共有を奨励するために、規制が速やかに選択されることを勧告する：それにより新規事業者の線路敷設権への実効的なアクセス及び日本における広帯域アクセスの急速な発展のための重要な要素の確保につなげること。 | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第73条等 | 共管 | IT担当室、国土交通省 |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者は、第一種電気通信事業の用に供する線路等を設置するために、他人の土地等を使用することができる。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| | (実施時期：平成13年4月、平成14年4月一部改正予定) | | |
| (説明) | | | |
| <p>1. 公益事業者の電柱、管路、とう道、ずい道その他の第一種電気通信事業の用に供する線路を設置するために使用することができる設備の所有者が、その設備の一部を第一種電気通信事業者に提供する場合に、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱手続について、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が平成13年4月1日より運用されている。</p> <p>これは、事業者による線路敷設の円滑化を図ることを目的として策定したものであり、電気通信事業法上の他人の土地等の使用権の設定に関する協議認可・裁定の運用基準として機能するものである。</p> <p>2. また、昨年の電気通信事業法改正により、既設の電柱・管路等を第一種電気通信事業者が使用する際の協議認可の対象範囲の明確化等、所要の規定整備を行ったところ。</p> <p>3. さらに、改革工程表及び本ガイドライン附則第2条に基づき、関係事業者の要望及び設備使用の進展等の実態調査を踏まえ、本ガイドラインを一部改正し、平成14年4月1日から運用を開始する予定。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 | | |

| | | | |
|--------------|--|------------|---------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | EU |
| 事項名 | 自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車を登録する本人が自動車登録税（自動車重量税？）、初年度自動車税、自動車取得税、登録手数料を金融機関を通じて払い込むことが可能になることを要請 ・ 2年目からの自動車税には導入済 | | |
| 関係法令 | 地方税法第152条、699条の11 | 共管 | 国土交通省、警察庁、国税庁 |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 ・ 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ -</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | |
| 取組方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否か検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期：平成17年度) | | |
| (説明) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェンシー）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続きの電子化に向けた調査検討を、精力的に行っているところである。 ・ ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービスシステムの構築のため、基本設計を予定しているところである。 ・ 今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局都道府県税課 | | |

| | | | |
|--------------|---|-----------------------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 日本労働組合総連合会 |
| 項目 | 通信事業者による放送コンテンツ配信に関する著作権法上の権利処理の簡素化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 放送コンテンツの高速インターネットによる配信を普及、促進するため、著作権者および著作隣接権者の権利を保護しつつ、放送事業者が保有する放送コンテンツを通信事業者が配信する際の著作権法上の権利処理の簡素化を進めるべき。 | | |
| 関係法令 | なし | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 平成14年度から、放送コンテンツのネットワーク流通に向けた著作権をはじめとする諸権利のクリアランスに関する実証実験を開始する予定。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>【e-Japan重点計画の4(3)3ア】</p> <p>「2001年度中に、映像デジタルコンテンツのネットワーク流通を円滑化するため、コンテンツ課金等を確保する取引ルールの整備と流通システムの構築のための方策を講ずる。」</p> <p>【e-Japan2002プログラムの3(3)】</p> <p>「ブロードバンド・コンテンツの流通を円滑化するため、放送コンテンツ等の取引ルールの整備や複製防止技術等の確立のための環境整備等必要な取組を行う。」</p> <p>【改革工程表のIT】</p> <p>「コンテンツ流通の権利処理ルールの整備の促進及びコンテンツに関する標準契約書の策定を行う。コンテンツ流通の実証実験を通じた基盤的技術の確立及び権利処理ルールの整備を行う。」</p> | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期:平成14年度から実施予定) | | |
| (説明) | <p>e-Japan戦略の目指す世界最高水準のIT国家建設に向け、ネットワークインフラ整備とコンテンツの充実の好循環創出に取り組む観点から、平成14年度から、放送番組やそれに関連するコンテンツを権利者と利用者との間で安全・確実に取引できる市場の形成やコンテンツの二次利用が容易に行えるようなマルチユースを前提とするコンテンツの製作環境の整備を促進し加速するため、文化庁・経済産業省などの関係省庁とも連携しつつ、放送コンテンツのネットワーク流通に向けた著作権をはじめとする諸権利のクリアランスに関する実証実験を開始する予定。</p> <p>具体的な実証実験の内容を検討するため、平成13年12月に、「映像デジタルコンテンツのネットワーク流通の円滑化に向けた著作権等のクリアランスシステムのコンセプトについて」意見募集を実施。</p> | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 | 情報通信政策課 | コンテンツ流通促進室 |

| | | | | |
|-----------------|---|---|---------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 日本労働組合総連合会、個人 | |
| 項目 | NHKのBSデジタル放送のスクランブル化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>NHKのBSデジタル放送の在り方について、NHKは民主主義の発展および文化の普及という公的・社会的な役割を担っており、BS放送の普及にも大きな役割を果たしてきたという点を踏まえなければならない。BSデジタル時代においても引き続きNHKが公共放送の役割を果たすため、スクランブル化の実施については慎重な検討を要する。同時に、NHKと民間放送事業者の共存、競争による、新規参入者の効率的な事業展開、多様なサービスの供給、放送の健全な発達を促すべき。</p> <p>なお、その他、NHKの受信料制度を見直し、スクランブル化を導入すべきとするもの2件。</p> | | | |
| 関係法令 | 放送法（第32条第1項） | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - ウ - 23</p> <p>NHKのBSデジタル放送に関し、NHKに期待される役割、他の民間放送事業者との公正有効競争の確保の観点、BSアナログ放送とBSデジタル放送のサイマル放送期間を勘案しつつ、保有メディアの数及びスクランブル化の実施について検討する。</p> | | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | 措置困難 | その他 |
| (説明) | | | | |
| 要望の趣旨も踏まえて検討する。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 放送政策課 | | | |

| | | | | |
|---|---|-----------------------------|------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 日本労働組合総連合会 | |
| 項目 | 地上放送のデジタル化推進に関する必要な措置 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 地上放送のデジタル化の推進については、視聴者への周知徹底に努め、テレビ等の買い換えの必要性について、視聴者に理解を得る必要がある。また、予定した移行期限より数年前の段階で、視聴者への普及の度合いを検証し、視聴者の不利益とならないよう必要な措置を講ずるべきである。 | | | |
| 関係法令 | 電波法、放送法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 放送法第2条の2の規定に基づき総務大臣が定める「放送普及基本計画」において、地上系のテレビジョン放送について、 アナログ放送からデジタル放送に全面移行する デジタル放送は、関東・中京・近畿の三大広域圏で平成15年までに、その他地域では平成18年までに開始する アナログ放送は平成23年までに終了することとされている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | (3) ウー24 放送のデジタル化の推進 地上放送については、早期にデジタル放送を開始できるよう、地上デジタル放送のマルチメディア集中排除を含めた環境整備を推進する。 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 措置予定 | 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>視聴者への周知については、平成11年度から「地上デジタル放送の円滑な導入に向けた情報提供活動の推進」のための予算を確保し、地上デジタル放送の意義やメリット、動向等を紹介するリーフレット・ポスターを作成し、全国の地方自治体の協力を得た視聴者・国民への配布の他、新聞広告、政府広報の利用、普及啓発用ビデオソフトの制作・展示等、周知活動を実施しているところである。</p> <p>今後、デジタル放送への具体的な移行作業への取組と並行し、周知活動の充実化を図って行く。</p> <p>地上放送のデジタル化に当たっては、明確な目標期限を定め、それに向けて取り組むことがデジタル放送を普及させ、早期に国民がデジタル化のメリットを享受できる最善の方法であり、また、テレビの買い換えサイクル等を勘案すれば、今後、アナログ放送終了までに国民視聴者に無理なくデジタル受信機への移行に対応していただけるものと考えている。</p> <p>なお、デジタル放送の普及に関し予見しがたいような状況が生じる可能性が皆無というわけではないという点からは、今後の状況を注視していく必要があると考えており、状況に応じて必要な検討を行って行く。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 地上放送課 | | | |

| | | | | |
|--------------|--|---|---------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 | |
| 項目 | IT関連の国の補助事業の手続きの簡素化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>地方自治体から国に申請するIT関連の補助事業は、申請書類、実績報告等の書類の作成、調整にかなりの時間を要し、事業のスピーディーな執行の妨げとなっている。国が補助案件を個別に詳しく審査するのではなく、補助指針等を明確にした上での地方公共団体への権限委譲が望ましい。</p> | | | |
| 関係法令 | 補助金適正化法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | <p>補助金交付手続きは、補助金適正化法並びに各事業の補助金交付要綱により定められており、補助金交付にあたっては、交付の申請、実績報告等の書類を総務大臣へ提出することとなっている。</p> | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 〔 措置済 措置予定 〕 (実施(予定)時期： | 検討中 〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕) | 措置困難 | その他 |
| (説明) | <p>補助金交付手続きについては、補助金交付の審査等に必要な書類を最小限に限定するなど簡素化を進めており、交付を受けようとする者に対して過重な負担を強いることのないよう簡素化、迅速化に努めているところである。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局総務課、総合通信基盤局総務課 | | | |

| | | | |
|---|--|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 |
| 項目 | 電力線を通信媒体とした通信方式の規制の緩和 | | |
| 意見・要望等の内容 | 電力線を通信媒体とした通信方式(電力線搬送通信)に使用する周波数は、現在は450kHz以下とされているが、2MHz以上の周波数においても使用できるようにして欲しい。 | | |
| 関係法令 | 電波法第100条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電波法では、他の通信への妨害を排除する観点から、高周波電流を使用する一定の設備に対して、その設備を設置する際に許可を必要としている。</p> <p>また、電力線搬送通信は、使用する高周波電流が電力線から妨害電波という形で放射されることから、他の無線通信への妨害を排除するため、使用周波数を450kHz以下と定めている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - ア -</p> <p>電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz ~ 30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、平成14年度中に結論を出す。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>現在、電力線搬送通信に30MHzまでの周波数を使用した場合の妨害電波の発生状況を検討中である。その上で、他の通信への妨害の可能性を検討し、措置するか否かの結論をだすこととしている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課 | | |

| | | | | |
|--|---|------------------------------------|---------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 | |
| 項目 | Xバンド使用に関する規制緩和 | | | |
| 意見・要望等の内容 | Xバンド(10.525GHz)の周波数帯を、無許可で人体検知センサーとして使用できるよう、規制緩和する。 | | | |
| 関係法令 | 電波法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 従来、電波法では、Xバンドの周波数帯を人体検知センサーとして使用する場合は、無線局の免許を必要としていたが、平成13年5月28日、電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部を改正し、Xバンドを電波センサーで免許不要局として利用可能とした。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | - 1 - (3) - カ - 人体検知センサーなどの電波センサーへのXバンド(10.525GHz帯)の周波数帯利用について、技術的条件に関する平成12年11月27日電気通信技術審議会答申を踏まえ、技術基準等の制度整備について検討を進め、平成13年度中に結論を得る。 | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：) | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 | その他 |
| (説明) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の各一部を改正し、Xバンドを電波センサーで免許不要局として利用可能とした。(平成13年5月28日公布、施行)。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部移動通信課 | | | |

| | | | |
|---|---|------------------------------------|-------------|
| 分野 | IT関連 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 |
| 項目 | 電子決済業務の制度整備 | | |
| 意見・要望等の内容 | 電子上本人であることの一意性の確保、安心して利用できる強固なセキュリティの確保等、安全なECの利用環境を制度的観点で整備する必要がある。 | | |
| 関係法令 | 電子署名及び認証業務に関する法律 | 共管 | 法務省、経済産業省 |
| 制度の概要 | 電子署名が行われた電磁的記録の真正な成立の推定、電子署名の認証業務に対する任意的な認定制度の導入等を規定した『電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という）』が平成13年4月1日より施行されたところ。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成13年4月） | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 | 措置困難 その他 |
| （説明） 電子署名法では、電磁的記録に記録された情報について、本人による一定の電子署名がなされているときは、真正に成立したものと推定する規定が設けられた。また、特定認証業務の認定制度（任意的認定制度）が導入され、認証業務における本人確認等の信頼性を判断する目安が提供されることで安全な電子商取引を利用する環境整備がなされたところである。 | | | |
| 担当局課室等名 | 情報通信政策局 情報流通振興課 | | |

| | | | |
|--------------|---|------------|---------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 関西経済連合会 |
| 事項名 | 自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き（検査・登録＝国、車庫証明、納税＝地方、自賠責保険確認＝国）等の電子化を早急に実現すること。 併せて、現在都道府県により異なる書式等を、一般車両・軽自動車ともに全国統一書式とすること。 | | |
| 関係法令 | 地方税法第152条、447条、699条の11 | 共管 | 国土交通省、警察庁、国税庁 |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ -</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | |
| 取組方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否か検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期：平成17年度) | | |
| (説明) | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト（バーチャルエージェント）」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続きの電子化に向けた調査検討を、精力的に行っているところである。 ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービスシステムの構築のため、基本設計を予定しているところである。 今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 自動車税、自動車取得税については、平成13年度税制改正により、「自動車税・自動車取得税申告書（報告書）」の全国統一様式を規定し、平成14年4月1日から施行（使用）する。 なお、軽自動車税に係る軽自動車等のうち、「3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のもの」等、地方税法で示している区分により難しいものについては、法定区分とは別に用途、総排気量等の軽自動車等の諸元によって区分を設け、市町村で税率を定められることとされているため、結果として市町村によっては法定とは異なる区分、税率により申告書様式を条例で定めているところである。軽自動車税に係る申告書様式の統一化については、市町村税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、市町村等からの意見なども踏まえながら引き続き検討することとしている。 | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局都道府県税課・市町村税課 | | |

| | | | | |
|--------------|--|------------|---------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)リース事業協会 | |
| 事項名 | 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き等の電子化の早期実現等 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続き(検査・登録=国、車庫証明納税=地方、自賠責保険確認=国)等の電子化は、規制改革推進3か年計画において、平成17年を目標に稼働開始(平成15年度目途に一部地方公共団体に試験運用)となっているが、これを実現するため、下記の事項を早急に具体化すべきである。</p> <p>自動車取得税の納付手続 納付手続の電子化 電子化に向けた書式の統一化 自動車税・軽自動車税納付及び還付手続 納付及び還付手続の電子化 電子化に向けた納付及び還付手続の合理化 納税に係る行政と所有者の有する電子情報の交換 書式の統一化等</p> | | | |
| 関係法令 | 地方税法第152条、447条、699条の11 | 共管 | 国土交通省、警察庁、国税庁 | |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ -</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | | |
| 取組方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否か検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:平成17年度) | | | |
| (説明) | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト(バーチャルエージェンシー)」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続きの電子化に向けた調査検討を、精力的に行っているところである。 ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービスシステムの構築のため、基本設計を予定しているところである。 今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 自動車税、自動車取得税については、平成13年度税制改正により、「自動車税・自動車取得税申告書(報告書)」の全国統一様式を規定し、平成14年4月1日から施行(使用)する。 なお、軽自動車税に係る軽自動車等のうち、「3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のもの」等、地方税法で示している区分により難しいものについては、法定区分とは別に用途、総排気量等の軽自動車等の諸元によって区分を設け、市町村で税率を定められることとされているため、結果として市町村によっては法定とは異なる区分、税率により申告書様式を条例で定めているところである。軽自動車税に係る申告書様式の統一化については、市町村税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、市町村等からの意見なども踏まえながら引き続き検討することとしている。 | | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局都道府県税課・市町村税課 | | | |

| | | | |
|---|---|----------------|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 社団法人リース事業協会 |
| 項目 | 国・地方自治体等のリース契約の取扱い | | |
| 意見・要望等の内容 | リース契約について地方自治法の不動産の賃貸借契約と同様の措置を講ずること。または、債務負担行為の 절차를簡素化する等の措置を図ること。 | | |
| 関係法令 | 地方自治法第234条の3 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>地方自治法第234条の3は「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。」と規定しているが、これは、電気等の契約は、およそ地方公共団体の存在する限り、一日も欠かすことのできないものであるから、債務負担行為として予算で定めずとも、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結することができることとしたものである。</p> <p>なお、同条後段では、長期継続契約による場合は「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」と規定している。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | (実施(予定)時期：) | | |
| (説明) | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> リース契約等は後年度にわたって財政負担を伴うことから、債務負担行為により議会の議決を経て予算上明らかにしておくべきものである。 長期継続契約は、地方公共団体の存続に一日も欠かすことのできないものについて、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であると考えられるものについて認められているものであり(現行では、電気、ガス、水道、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約)、OA機器等のリース契約はこれになじまない。 要望の趣旨は、情報機器や事務機器等のリース契約に関し、長期・複数年にわたる契約を締結することにあるが、これは債務負担行為として予算で定めることにより行うことができるため、規制には当たらない。 なお、債務負担行為による場合には、地方自治法施行規則別記第4表の様式によることとされているが、手続上も特別煩雑なものとはなっていない。 | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局行政課 | | |

| | | | | |
|--|---|----------------|-------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 社団法人リース事業協会 | |
| 項目 | 地方自治体における入札参加資格審査申請手続の統一化・電子化等 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 地方自治体は、リース契約に係るリース会社の入札参加資格審査を2年毎に実施し、その際、自治体ごとに定める所定書類の作成・添付が必要となるが、書式・種類がそれぞれ異なること、書類を入手する際に窓口へ出頭しなければならないケースがあり、日本全国に展開しているリース会社にとって事務手間が煩雑であり、書類を集める作業に膨大な時間とコストを要している。 | | | |
| 関係法令 | 地方自治法第234条等 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | 地方公共団体が売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされており（地方自治法第234条）、入札手続の基本的事項については、地方自治法施行令で定めているが、入札参加資格審査申請に関する書類については、各地方公共団体において独自に定めている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | （実施（予定）時期： ） | | | |
| （説明） | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地方公共団体はそれぞれ独立した団体であり、その規模、体制、周辺環境は多種多様であることから、入札参加資格の審査手続のような技術的な手続の内容については、それぞれの地域の実情を踏まえて、自主的に判断して定めるべき事項であり、規制には当たらない。 ・ なお、入札参加資格審査手続の統一化を強制すると、各地方公共団体における手続の簡素化についての自主的な取り組みを阻害し、当該手続が硬直化するおそれがある。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 自治行政局行政課 | | | |

| | | | | |
|--------------|--|------------|-------------------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | オリックス(株) 社団法人リース事業協会 | |
| 事項名 | 自動車の生産・販売・流通に係る諸行政手続き等の電子化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続(検査・登録=国、車庫証明、納税=地方、自賠責保険確認=国)等の電子化を早急に実現すること。 (注) 現行の諸手続の必要性も併せて検討するとしても、現行のペーパーによる仕組みも当面は残すこととし、現在、都道府県により異なる書式等を、一般車両・軽自動車ともに全国統一書式とすることを要望。 | | | |
| 関係法令 | 地方税法第152条、447条、699条 の11 | 共管 | 国土交通省、警察庁、国税庁 | |
| 制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 自動車税の納税義務者は、道路運送車両法第7条の登録の申請をした場合等においては、自動車の賦課徴収に関し必要な事項を申告等しなければならない。 自動車取得税の納税義務者は、自動車の取得の区分に応じ、総務省令で定めた申告書を道府県知事に提出しなければならない。 軽自動車税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによって、軽自動車税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - エ -</p> <p>自動車保有関係手続について、おおむね平成17年度を目標に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。</p> | | | |
| 取組方針 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否か検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期：平成17年度) | | | |
| (説明) | <ul style="list-style-type: none"> 自動車の保有に伴い必要となる各種行政手続については、平成10年12月に設置された「自動車保有関係手続のワンストップサービスプロジェクト(バーチャルエージェンシー)」において、平成11年12月に最終報告書をまとめ、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの実現に向け、関係省庁連絡会議を設置し、各手続きの電子化に向けた調査検討を、精力的に行っているところである。 ワンストップサービスの中心となるシステムについては、現在、調査検討及び技術的な実証実験を行っており、平成14年度にはワンストップサービスシステムの構築のため、基本設計を予定しているところである。 今後とも、関係省庁連絡会議を中心として、平成17年のワンストップサービスシステムの稼働開始に向け、関係する国、地方公共団体、民間機関等との積極的な連携を図っていく。 自動車税、自動車取得税については、平成13年度税制改正により、「自動車税・自動車取得税申告書(報告書)」の全国統一様式を規定し、平成14年4月1日から施行(使用)する。 なお、軽自動車税に係る軽自動車等のうち、「3輪の小型特殊自動車で農耕作業用のもの」等、地方税法で示している区分により難しいものについては、法定区分とは別に用途、総排気量等の軽自動車等の諸元によって区分を設け、市町村で税率を定められることとされているため、結果として市町村によっては法定とは異なる区分、税率により申告書様式を条例で定めているところである。 <p>軽自動車税に係る申告書様式の統一化については、市町村税に係る電子申告の導入の検討とあわせて、市町村等からの意見なども踏まえながら引き続き検討することとしている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局都道府県税課・市町村税課 | | | |

| | | | | |
|--|---|----------------|--------------------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | (社)日本フランチャイズチェーン協会 | |
| 項目 | 納税事務手続の簡素化 | | | |
| 意見・要望等の内容 | 納税事務負担軽減を目的とした様式の統一・申告納税先の統一・集約化など | | | |
| 関係法令 | 地方税法 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | ・納税義務者は、地方税法に基づき、居住、住居または事務所、事業所、寮等が所在する市町村長にそれぞれ総務省令で定められた申告書・納付書を提出しなければならない。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 | その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | | |
| | (実施(予定)時期:) | | | |
| (説明) | | | | |
| <p>申告書、納付書の様式については、法人住民税、法人事業税、固定資産税の償却資産等、納付手続の簡素化の見地から鋭意、様式の統一を図ってきているところである。</p> <p>また法人地方税の納税手続については、事務所等の所在する都道府県や市町村において申告納税義務が発生するものであり、申告納税先の統一・集約化は措置できないが、公金収納のためのネットワーク整備が進むことを前提に、それへの地方公共団体の参加により、収納手続の電子化の一環として自宅に居ながらにして地方税の納税が可能となるところである。</p> | | | | |
| 担当局課室等名 | 自治税務局企画課 | | | |

| | | | |
|---|---|----------------|-----------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 日本フランチャイズチェーン協会 |
| 項目 | 行政への提出書類の保存・申告・申請・届出手続の電子化、ペーパーレス化 | | |
| 意見・要望等の内容 | 各FC企業チェーンではMMK（マルチメディアキオスク）の導入が進んできており、MMKを利用することにより、行政の各書類の申請、入手が可能となるように、行政への提出書類の電子化による保存、申告、申請・届出の手續の電子化・ペーパーレス化を推進。 | | |
| 関係法令 | 各府省個別法令 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>【規制改革推進3か年計画 - 1 - (3) - エ - - b】</p> <p>【e-Japan重点計画 5 - (3) - - ア) - b】</p> <p>国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手續を、平成15年度（2003年度）までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする。</p> | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 | 検討中 | 措置困難 その他 |
| | 措置済 | 措置するか否かを含めて検討中 | |
| | 措置予定 | 具体的措置の検討中 | |
| | （実施（予定）時期：平成15年度まで） | | |
| <p>（説明）</p> <p>各府省は、平成15年度までのできる限り早期に申請・届出等手續のオンライン化を実現するため、「e-Japan重点計画」（平成13年3月IT戦略本部）及び「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」（平成13年11月IT戦略本部）等に基づき、申請・届出等手續のオンライン化に関わる共通の基盤システム（府省認証局、複数の手續の受付・結果通知等について汎用的に利用できるシステム）を平成14年度までに整備するとともに、申請・届出等手續のオンライン化の一層の前倒しを図ることとしている。</p> <p>また、総務省においては、各府省の協力を得ながら、行政手續のオンライン化のための法案を今通常国会に提出する方向で立案作業を進めているところ。</p> <p>地方公共団体が扱う申請・届出等については、「e-Japan重点計画」等において、国は、地方公共団体が扱う複数の手續に汎用的に利用できる汎用システムの基本仕様を2001年度中に策定することとされており、昨年10月に中間報告を行ったところ。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 行政管理局行政情報システム企画課、自治行政局地域情報政策室 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 全通信料金の定額化 携帯電話通信料の定額化（他サービスは別料金）、端末買替えの容易化 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>1 電話回線の種類を問わずに定額制にするべきである</p> <p>2 現在の日本の不景気の大きな原因、外国が良くなっても日本は良くなる要因は携帯電話の従量制通話料に他なりません。世界のほとんどの国は携帯電話は定額制になっていると思います。</p> <p>3 電話機自体は家電みたいに簡単に買えるようにすればよい。</p> | | |
| 関係法令 | 電気通信事業法第31条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する料金を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>現在、通信料金は、事業者が経営判断により自由に設定できるものである。</p> <p>また、端末の販売については、規制はない。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 | | |

| | | | |
|---|---|---|-------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 個人 |
| 項目 | 無線インターネット事業に利用可能な周波数の確保 | | |
| 意見・要望等の内容 | アマチュア局は近年減少してきているので、アマチュア業務に割当てられている周波数帯を他の通信事業者の周波数帯に割当て、無線インターネットの事業をおこせるようにすること。 | | |
| 関係法令 | 電波法、電波法施行規則、周波数割当計画、国際電気通信連合憲章・条約を補足する無線通信規則、アマチュア告示 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | 電波法第26条に基づき「周波数割当計画」において、国際電気通信連合憲章・条約を補足する無線通信規則で定められた国際的な周波数分配等に従って、アマチュア業務等の業務別及びアマチュア業務用等の無線局の目的別に割当て可能である周波数を定めるとともに、アマチュア局が具体的に動作することができる周波数帯を告示により定めている。 | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期: | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中) | 措置困難 その他 |
| (説明) 国際的に共通な周波数帯をアマチュア業務に使用可能とすることで、アマチュア無線による国際交流及びそれを通じた技術的研究を推進しているが、我が国において独自に周波数を削減することは、それらの機会を制限することにつながるため、適切でない。 なお、無線インターネットアクセス等に、現在2.4GHz帯、22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯が使用可能であり、更なる需要増大に対応し、25GHz帯の約1GHzを新たに使用可能とするための省令改正を行っているところ。 また、アマチュア業務に割当てられた周波数は多数の者が同じ周波数を共用して(平成12年度末の局数は89.8万局)有効に利用されているおり、無線局が減少したことをもって直ちに他の業務に割当てることは適切ではない。 | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波政策課、移動通信課 | | |

| | | | |
|---|---|---|------------------------|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 個人(約50人) |
| 項目 | 電力線を通信媒体とした通信方式の規制の緩和に反対 | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>電力線を通信媒体とした通信方式(電力線搬送通信)に使用する周波数は、現在は450kHz以下とされており、今後もこの規制を維持すべきである。</p> <p>2MHz以上の周波数の利用を認めた場合、航空通信、海上通信、短波放送、アマチュア無線、電波天文などの多くの通信・放送業務等に重大な支障が発生するため。</p> <p>また、明確に反対ではないにしても、慎重な検討を望む意見が多数寄せられている。</p> | | |
| 関係法令 | 電波法第100条 | 共管 | なし |
| 制度の概要 | <p>電波法では、他の通信への妨害を排除する観点から、高周波電流を使用する一定の設備に対して、その設備を設置する際に許可を必要としている。</p> <p>また、電力線搬送通信は、使用する高周波電流が電力線から妨害電波という形で放射されることから、他の無線通信への妨害を排除するため、使用周波数を450kHz以下と定めている。</p> | | |
| 計画等における記載の状況 | <p>- 1 - (3) - ア -</p> <p>電力線搬送通信設備に使用する周波数帯域の拡大(2MHz～30MHzを追加)について、放送その他の無線業務への影響について調査を行い、その帯域の利用の可能性について検討し、平成14年度中に結論を出す。</p> | | |
| 対応の状況 | <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> | <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> | <p>措置困難</p> <p>その他</p> |
| <p>(説明)</p> <p>現在、電力線搬送通信に30MHzまでの周波数を使用した場合の妨害電波の発生状況を検討中である。その上で、他の通信への妨害の可能性を検討し、措置するか否かの結論をだすこととしている。</p> | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部電波環境課 | | |

| | | | | |
|---|--|---|--------|-----|
| 分野 | IT関係 | 意見・要望提出者 | 日本船主協会 | |
| 項目 | インマルサット船舶地球局の免許人指定の見直し | | | |
| 意見・要望等の内容 | <p>無線局管理は同一（インマルサット船舶地球局、海岸地球局）の免許人が行うことが適切として、船舶地球局の免許人は船舶の運航管理者でなく全船舶ともKDDIとなっているが、船舶における設備は備品を含めすべて運航管理者が所有し、実質的に管理している。KDDIが免許人となり運航管理者と主管庁との間に入ることで、手続きが煩雑となっており、船舶の運航管理者が船舶地球局の免許人となるよう見直すべきである。</p> <p>なお、外国において同様の制度を採用している国があるとの情報は得ていないが、各国における制度の状況にも配慮し対処すべきである。</p> | | | |
| 関係法令 | 電波法第6条 | 共管 | なし | |
| 制度の概要 | インマルサット船舶地球局については、電気通信業務を目的として、船舶に開設される無線局であり、免許人は電気通信事業法に基づく電気通信事業者となっている。 | | | |
| 計画等における記載の状況 | 該当なし | | | |
| 対応の状況 | 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： | 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） | 措置困難 | その他 |
| （説明） インマルサット船舶地球局は、回線の設定等が電気通信事業者所有の海岸地球局により管理されており、船舶地球局と海岸地球局は技術的に一体性が強く、無線局管理は同一の免許人の責任において行うことが、適切である。 なお、運航管理者と免許人が異なることによる手続きの煩雑さについては、その軽減に向け、今後、調整を図っていくこととしたい。 | | | | |
| 担当局課室等名 | 総合通信基盤局電波部衛星移動通信課 | | | |